

## e - J a p a n 重点計画（案）に対する意見及びそれについての考え方

注）主な意見については、企業、団体からの意見の場合のみ、文末括弧内に企業、団体名を記載し、個人名は記載しないこととした。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
<b>1. はじめに 基本的な方針</b>			
	(意見1) 5年(以内)での計画の着実な実現。	(1) 5年での計画実現に期待。 (2) 「5年以内」は遅すぎ、2年、遅くとも3年。5年経てば(国ではなく)民間がネットの普及、高速通信を実現している。 (3) 理念、方針、スローガンの記述が多く、それらの実現のための具体的プロセス、スケジュールが明確でない。 (4) 5年では遅い。	(意見1への考え方) 「1. 基本的な方針(3)基本方針 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の役割」に明示されており、「本重点計画に掲げられた施策の着実な実行を確保するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、毎年春に本重点計画の見直しを行うとともに、毎年春と秋に施策の推進状況の調査を行う」としており、こうした措置を通じて本計画の着実な実施に取り組んでいく。
	(意見2) IT革命は民間主導で推進すべき。	(1) IT推進は民間主導でやるべき。 (2) コンピュータソフトもデジタルインフラも民間任せにし、国はあまり投資すべきではない。 (3) ITを新しい公共事業の一種と捉えているのなら即刻やめるべき。現状ではITは利益を生んでいない。例えば情報ボックス埋設は我々に直接的に利益が還元されるかどうか疑問。 (4) 国が音頭を取るのはやめ、全てを民間の自由競争に任せるべき。 (その他同旨5件)	(意見2への考え方) 「1. 基本的な方針(3)基本方針 官民の役割分担」に明示されているように、本重点計画は、情報通信分野においては民間が主導的な役割を担い、政府は、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を行うという基本認識に基づいて策定されている。
	(意見3) ITによって豊かな生活の実現、生活水準のボトムアップ、国際貢献を実現すべき。	(1) ITで産業をリードするよりも生活のボトムアップに期待。 (2) 目指すべき社会の重要度からすれば、豊かな国民生活、国際貢献が先で、ITのメリット享受等はその手段。	(意見3への考え方) 「1. 基本的な方針(2)目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿」に明示されているように、本重点計画では、IT革命により目指すべき4つの社会の姿を掲げているところであり、これらは、高度情報通信ネットワークの構築を通じて、同時に達成すべきであり、また達成可能であると認識している。
	(意見4) IT省を創設し、時代の潮流に臨機応変に対応できるようにすべき。	(1) IT産業省を創設することによって、臨機応変に時代の潮流に乗ることを可能にするとともに、国民の財産である情報のセキュリティを確保すべき。	(意見4への考え方) IT関連施策は、全ての府省に関連するものであり、IT基本法に基づくIT戦略本部において、内閣総理大臣を本部長として、内閣を挙げて取り組むこととしている。
	(意見5) IT化の推進が経済成長につながるよう、規制緩和を進めるべき。	(1) IT化の推進によって経済全体の成長が実現するよう規制緩和すべき。	(意見5への考え方) 「1. 基本的な方針(3)基本方針 官民の役割分担」に明示されているように、政府は、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行っていくこととしている。
	(意見6) 各分野の施策の着実な実施。	(1) 行政情報化、超高速インフラ整備、研究開発、国際インターネット網整備が重要。	(意見6への考え方) 1. 基本的な方針(3)基本方針に明示されているように、本重点計画では、ご指摘の全ての課題に取り組んでいくこととしている。
	(意見7)		(意見7への考え方)

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	目指すべき社会像の明確化及び当該社会の実現。	(1) 歴史的な大転換が目指す社会像を具体的に示し、既存のシステムがそこに向かうように計画を実施するよう指導することが最も重要。 (2) 個別に施策について目標が設定されているが、国民がこれによりどのような恩恵を享受できるかを国民に遡及する観点から強化すべき。(通信機械工業会)	目指すべき社会像については、「1. 基本的な方針(2) 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿」に、また将来実現されるべき社会の具体的な姿については、「資料編 各分野における将来イメージ」に記載している。また、「1. 基本的な方針(3) 基本方針」に明示されているように、IT戦略本部が中心となって、重要な施策の企画に関して審議し、実施することとしている。
	(意見8) 経済的観点も含めた総合的検討を加えることによる位置付けの明示。	(1) IT化の進展はもとより、不良債権処理、金融・株式市場の安定化をはじめとした経済のファンダメンタル強化の観点も含めた総合的検討を加えることが肝要であり、その上に立って、「IT革命の遅れと競争力回復」についての認識も、これら我が国経済全般にわたる総合的な検討の中で、その位置付けについて明示していくことが不可欠。(NTT労働組合) (2) 目標設定が、ネットワークインフラ整備および利用者側に偏りすぎている感じがあり、国益を強化するための国家戦略であるということを総論の部分で触れることが必要。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見8への考え方) 本計画では、「1(2) 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿」の一つとして、ITの活用を通じた絶え間ない新規産業の創出と既存産業の効率化により、経済構造の高度化と国際競争力の強化、さらにはそれらを通じた持続的な経済成長と雇用の拡大が達成されるような「経済構造改革の推進と産業の国際競争力の強化が実現された社会」を挙げている。
	(意見9) 重点計画のスタート時期はいつか。	(1) 重点計画のスタート時期が不明確で、平成13年度を起点とする5ヶ年計画なのか明確にすることが必要である。また、それぞれの年度に対応する想定予算も概算程度は明示すべきで、計画が万全でも予算規模が不明だと計画の実行に実現性が伴わない可能性がある。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見9への考え方) ご意見の趣旨も踏まえ、以下のように修正する。 (修正) 1(1) IT革命の意義 ・・・したがって、「e-Japan 戦略」で示されているように、必要とされる制度改革や施策を2001年からの5年間に緊急かつ集中的に実行していくという方針の下、本重点計画に基づき、政府一丸となって必要な施策を迅速かつ重点的に推進していくこととする。
	(意見10) 各省庁からのボトムアップの計画である。	(1) 戦略に基づき、各目標や施策がより詳細化されている反面、各省庁からのボトムアップで計画が構成された感がある。	(意見10への考え方) 本計画は、「e-Japan戦略」を具体化するため、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を定めたものであり、また、担当省庁名を明記しているのは、施策を実施する省庁の責任を明確にするためである。
	(意見11) 全国市長会のような地方自治法に認められた地方公共団体の連合組織を地方公共団体と同様適切に位置付けるよう配慮すべき。	(1) 市町村行政に関わる施策や地域住民の生活に直接関係する施策の検討に当たっては、市町村の意見を十分聴取するとともに、全国市長会のような地方自治法に認められた地方公共団体の連合組織については、国のIT戦略においても、地方公共団体と同様適切に位置付けるよう配慮すること。(全国市長会)	(意見11への考え方) 市町村行政に関わる施策等の検討に当たって、様々な市町村の意見を十分聴取することは重要と考えており、今後本計画の見直し等に当たって、これらを含め、広く国民の意見を反映していく。
	(その他6件)	(その他6件)	
2. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成			
< 全体 >	(意見1) 実現のための具体的なプロセス、スケジュールを明確にすべき	(1) 全体的に理念、方針、スローガ的な記述が多く、それらを実現するための具体的なプロセス、スケジュールが明確にさ	(意見1への考え方) 本計画はIT基本法に基づき、目標と達成期限を定めた上で、政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策につい

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		<p>れていない。</p> <p>(2)国民にとって利便性のあるサービスをどれだけ早く、安く提供できるかということをベースにまとめてほしい。</p>	<p>て責任府省と措置期限を明確にし、誰が何をいつまでに行うべきかを具体的に定めている。</p>
<p>&lt;目標&gt;</p>	<p>(意見1)</p> <p>目標達成のロードマップが不明確</p>	<p>(1)アクセス方法別に具体的施策とロードマップを提示すべき。その中で、最も早く安価なシステムを国家戦略として推進すべき。(社団法人電子情報技術産業協会)</p> <p>(2)2005年に向けて、光アクセス網等の整備促進など先々の課題について記述して頂きたい。(社団法人電信電話工事協会)</p> <p>(3)2005年までに1000万世帯の超高速ネット使用は実現無理。</p> <p>(4)1年以内の常時接続の実現は疑問。</p> <p>(その他同旨4件)</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>様々な事業者間で公正な競争が行われることにより、料金の低廉化とサービスの多様化・高度化が促進されると考えられ、政府はそのための環境整備を行うこととし、本計画において、迅速かつ重点的に講ずべき施策について責任府省と措置期限を明示し、誰が何をいつまでに行うべきかを具体的に定めている。</p>
	<p>(意見2)</p> <p>料金の具体的価格目標を明示すべき</p>	<p>(1)インターネットアクセス料金の具体的価格目標を検討すべき。(社団法人電子情報技術産業協会)</p>	<p>(意見2への考え方)</p> <p>料金面も含め世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を目指すことが目標であるが、価格に関し政府が特定の目標をあらかじめ指定することは適当でないと考えられる。</p>
	<p>(意見3)</p> <p>より早急な整備目標を設定すべき</p>	<p>(1)今年度中に全国の家でADSLサービスを受けられる体制を整備</p> <p>(2)半年以内に全国のプロードバンド化率を98%とすべき。そのためのあらゆる構造改革を行うべき。</p> <p>(その他同旨1件)</p>	<p>(意見3への考え方)</p> <p>我が国がこれまでの遅れを取り戻し、国民に世界最先端のIT環境を提供するため、制度改革や施策を当面の5年間に緊急かつ集中的に実行していくこととしている。</p>
<p>(1)現状と課題</p>	<p>(意見1)</p> <p>インターネットの現状分析が不十分</p>	<p>(1)我が国の現状分析が不足している。国土、人口密集度、街・店舗等の分布状況、国民の行動パターン等、欧米との違いを詳細に分析しIT及びインターネットの普及に何が必要か洗い出す必要がある。(社団法人電子情報技術産業協会)</p> <p>(2)競争政策よりも、NTT等体力のある事業者が先行投資のリスクを自ら担い易い環境を整えることが現実的。ところが、事業者の体力を消耗させるものが多く、日本の情報通信基盤整備のリスクを誰が担うかについての視点を欠いた政策になっている。</p> <p>(3)インターネットアクセスが日本で遅れた原因はNTT地域会社の独占ではなく、ISDNサービスの普及が早かったこと、世界に先駆けてFTTHへ早期移行することを戦略目標としたことによると推察される。また、業務範囲規制によってNTT地域会社が先行き不安から決断が遅れた。(社団法人電信電話工事協会)</p> <p>(4)日本に不足しているのは、国民のネットインフラそのものに対するニーズ</p> <p>(その他同旨3件)</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>情報通信ネットワークの形成促進に当たっては、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むことを基本的考え方としている。</p>
	<p>(意見2)</p>		<p>(意見2への考え方)</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	電話の規制論議から脱却すべき	(1) 電話の規制論議の延長から脱却し、本来の目的である超高速インターネットをどうやって作っていくかを示して頂きたい。 (2) 非対称規制やインセンティブ活用型競争促進方策は、電話の枠組みによる論議であり、国内はもとより国際競争を更に意識し、重点計画の目的達成のためにインターネットの普及拡大をも考慮した市場競争の在り方を論議すべき。(日本コムシス株式会社)	インターネット関連のサービスへのアクセスが物理的に既存の回線に大きく依存している現状においては、新たなインターネット網を全く別に構築することは現実的ではなく、地域通信網設備をインターネット関連サービス提供のための共通基盤として有効に活用されるための仕組みを構築することが必要。将来的には、電話網とは全く異なるアクセス網が構築されたり、インターネット関連サービスの提供市場が大きく変化する可能性があるため、市場の変化に柔軟に対応した競争政策の展開が必要である。
	(意見3) 多様なアクセス技術を記述すべき	(1) p2-2の下から15行目から次のように修文する。「電話サービスに依存しない低コスト・高速のインターネットの普及に当たっては、CATV網や電力線引込み線利用などさまざまな事業者間で公正な競争が行われる環境を整備...」(社団法人電子情報通信学会) (2) 光ファイバにこだわらずラストワンマイルを高速化すべき。 (3) 無線 LAN が郊外で使えることを望む。	(意見3への考え方) インターネットは、技術の多様性を許し、次々と新しい技術が登場して様々な条件下で絶えず最適な技術が選択されてきたという特徴を踏まえてネットワーク構築を推進していくことが重要である。修正案については、箇所の直前に、ケーブルテレビ網など多様な技術によるネットワーク構築について記述しており、また、当該箇所は競争環境整備を記述した箇所であることから、特定の技術を例示することは適当でない。
	(意見4) 公正競争条件に関する記述の削除	(1) 利用者からみれば、自分の町に誰がいつまでに低廉に提供してくれるのが最大の関心事であるが、この事項について記述はない。「公正競争条件整備」が記述の太宗を占めており、「公正競争条件整備」が即ち「IT インフラ整備促進」になるという印象を国民に与える恐れがあるので削除すべき。(社団法人電信電話工事協会)	(意見4への考え方) IT 戦略会議での議論を踏まえた IT 基本戦略、それを踏まえて IT 戦略本部で決定された e-Japan 戦略、昨年11月に成立した IT 基本法においては、全て、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国は公正な競争の促進など民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を行うこととされている。
	(意見5) ISDN は廃止すべき	(1) ISDN は廃止すべき。 (その他同旨2件)	(意見5への考え方) 需要を勘案しつつ、事業者が経営上判断すべき事項である。
(2) 施策の意義	(意見1) インフラは民間競争とすべき	(1) デジタルインフラは民間競争とし、規制緩和のみ行い、国は投資すべきではない。	(意見1への考え方) 情報通信ネットワークの形成促進に当たっては、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むことを基本的考え方としている。
	(意見2) インフラ整備は国がすべき	(1) 全家庭であまねく公平に利用できるよう、光ファイバ等を利用した高速インターネット通信網の敷設をすぐに国で予算化すべき。 (2) 高速通信網の拡充が実現するように政府主導で進めるべきではないか。 (3) ラストワンマイル会社を設立し、主要都市の高速化を進める。全国各地にサーバを整備し、民間通信事業者に貸し出す。 (4) 年内にも全世帯に光通信網を行き渡らせる工事着工を望	(意見2への考え方) 情報通信ネットワークの形成促進に当たっては、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むことを基本的考え方としている。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	<p>(意見3) 地方公共団体への助言・協力要請では不十分</p>	<p>む。 (その他同旨7件)</p> <p>(1)「地方公共団体に対する助言・協力要請等を行う」とあるが、地方郡部の公共団体は、ITに関する必要性の認識、知識レベルが低く、少々のことでは動かないのが実態。具体的な内容を煮詰める必要がある。</p>	<p>(意見3への考え方) 地方公共団体は、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」(IT基本法第11条)とされており、国は、地方公共団体と連携しつつ施策を実施するとともに、地方自治法等に基づき、地方公共団体の自主的な取り組み等に対して必要な助言・協力要請等を行なうこととしている。</p>
	<p>(意見4) 高速ネットワークが不正コピーを抑制し、コンテンツビジネスを活性化</p>	<p>(1)高速ネットワーク形成の意義に次を加える。「低廉な高速ネットワークはコンテンツの実時間のダウンロードを可能にするので、同じコンテンツを必要が生じるごとにダウンロードし、個人用としては保管しない文化が形成される。これによりコンテンツそのものを低廉にすることが促進され、不正コピーの抑制につながるばかりかネットワークおよびコンテンツの利用頻度が増し、ネットワークビジネス、コンテンツビジネスの両方が活性化される。」(社団法人電子情報通信学会)</p>	<p>(意見4への考え方) 低廉な高速ネットワークが不正コピーの抑制につながるかどうかは疑問。また、ネットワークの高速化とネットワーク利用の高度化が相互に刺激して好循環を発生することは既に記述しており、重複表現となる。</p>
<p>(3)具体的施策 インターネット網の整備 ア)公正競争条件の整備</p>	<p>(意見1) 「ア」公正競争条件の整備」の削除</p>	<p>(1)NTTの光ファイバを他事業者がどのように使うかという方策のみの記述となっている。「ア公正競争条件の整備」は削除し、ITインフラ整備の柱である「イ超高速ネットワークインフラ等の形成推進」を国家戦略の柱に据えて、更に多様な政策を国民に提示して頂きたい。(社団法人電信電話工事協会)</p>	<p>(意見1への考え方) IT戦略会議での議論を踏まえたIT基本戦略、それを踏まえてIT戦略本部で決定されたe-Japan戦略、昨年11月に成立したIT基本法においては、全て、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国は公正な競争の促進など民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を行うこととされている。したがって、「イ超高速ネットワークインフラ等の形成推進」を始めとした諸施策と合わせ、「ア公正競争条件の整備」の施策を講じていくことが世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成のために必要である。</p>
	<p>(意見2) 共通基盤としての地域通信網設備の有効活用の記述を削除</p>	<p>(1)「ア公正競争条件の整備」(p2-4)のうち、「また、インターネット関連サービスへのアクセスが物理的に既存の回線に大きく依存している現状においては、地域通信網設備をインターネット関連サービス提供のための共通基盤として有効に活用されるための仕組みを構築することが必要である。」を「そのためには、徹底した規制緩和を行い、我が国の規制レベルを国際的水準に合わせる必要がある。」に修正すべき。欧米諸国では、インターネット及び移動体通信を非規制としており、これと整合をとった徹底的な規制緩和が必要。(日本電信電話株式会社)</p>	<p>(意見2への考え方) 全体としては極力規制緩和に努めるとしても、公正競争や利用者利益の確保、電気通信サービスの公共性にかんがみ、必要最小限のルール整備が必要であり、原案の表現を維持することが適当である。なお、EU加盟14ヶ国においては、移動体通信事業者がSMP(Significant Market Power)事業者として指定されているところ。</p>
	<p>(意見3) 代替技術の育成を記述すべき</p>	<p>(1)「( )代替手段の育成 NTTの地域アクセス網の開放の徹底とともに、CATV網や電力引き込み線利用のアクセス網などNTTに対する代替手段を育成することにより高速インターネ</p>	<p>(意見3への考え方) CATVインターネット等の多様な広帯域加入者網の普及を促進し、競争促進を図ることは重要。このため、「( )加入者系光ファイバ網等の整備支援」において、</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		ットの選択肢が増し、公正な競争が確保できる。」を追加記述する。( 社団法人電子情報通信学会 )	広帯域加入者網の整備に対する支援措置等について記述している。また、ご意見の趣旨も踏まえ、「イ) 超高速ネットワークインフラ等の形成推進」に「 ) 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大 ( 総務省 ) 」を追加。
	( 意見4 ) 電気通信事業法の改正を早期実現すべき。	( 1 ) 電気通信事業法の改正を早期実現すべき。 ( その他同旨 2 1 4 件 )	( 意見4 への考え方 ) 公正な競争条件を整備するため、非対称規制の導入、インセンティブ活用型競争促進方策の導入、電気通信紛争事業処理委員会設置などの施策を講ずることとしている。このため、電気通信事業法の改正案を国会に提出するなど所要の制度整備を行うこととしている。
	( 意見5 ) 規制の撤廃	( 1 ) 通信・放送の規制を撤廃して、高速ブロードバンドを実現すべき。 ( その他同旨 2 1 9 件 )	( 意見5 への考え方 ) 電気通信市場において、公正な競争が行われるためには、規制緩和等により、できる限り、事前規制を透明なルールに基づく事後チェック型行政に改め、事業者が自らの創意工夫を発揮して事業展開できる環境を整えることが重要であり、必要な施策を本計画に盛り込んだところである。
	( 意見6 ) NTT 以外の対抗勢力を育成することが必要	( 1 ) 既にネットワーク設備を持っているNTT が圧倒的に強い。NTT グループ会社の分離独立のような非対称行政に加えて、例えば今ある新興勢力をNPO 的に統合したような組織でNTT に対抗させるというようなビジョンを計画目標として明示すべき。	( 意見6 への考え方 ) 地域通信市場は事実上の独占状態にあり、開放を促進し、公正な競争を促進するために適切な措置を講ずることが必要。このため、非対称規制の導入やインセンティブ活用型競争促進方策の導入を本計画に盛り込んだところ。ネットワーク形成等については、民間が主導的役割を担うことが原則であり、政府の役割は、公正な競争の促進など民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行うこととされている。企業統合による大網勢力の育成のような直接的な介入は疑問。
	( 意見7 ) 利用者保護の施策が必要	( 1 ) 競争に伴う合併統合や淘汰により利用者が不利を被らないよう利用者を保護する施策が必要。	( 意見7 への考え方 ) 公正競争条件の整備に当たっては利用者利益の最大化と公正な競争の促進を基本理念とし、様々な事業者間で公正な競争が行われる環境を整備し、料金の低廉化とサービスの多様化・高度化を推進することとしている。
) 非対称規制の導入	( 意見1 ) 非対称規制を導入し競争条件を整備すべき	( 1 ) 基本的に原案に賛成。市場支配力の濫用を未然に防ぐ新しい競争ルールを整備することが、電気通信産業全体の活性化につながる。併せて、定期的な政策評価及びルールの見直し等を、透明な形で実施する必要がある。諸外国においても非対称規制が導入されている。( 株式会社ディーディーアイ ) ( 2 ) 従来のボトルネック設備に着目した規制に加え、事業者の市場支配力に着目した支配的事業者規制の導入が必要。NTT のみ突出した産業構造は日本の電気通信産業全体の産業構造を弱める。規制内容としては、接続約款の作成義務及	( 意見1 への考え方 ) 長期増分費用方式を用いた接続料の算定、接続にかかる会計情報の公開義務は、ボトルネック設備の設置という強い独占力に着目した特殊な規制であることから、現行どおり、ボトルネック設備を設置する電気通信事業者にのみ適用することとしている。市場支配力を有する事業者の指定に当たっては、単に市場シェアの大きさだけでなく、ボトルネック設備又はボトルネック設備に準ずる設備の設置等を勘案することが適当である。この趣旨を明確にするため、必要な表現の修正を

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		<p>び認可、長期増分費用方式を用いた接続料の算定、接続に係る会計情報の公開義務が必要。支配的事業者の定義要件としては、指定電気通信設備に係る規定や独占禁止法の規定等も考慮し、市場占有率、供給サイドにおける代替性、市場参入障壁、財務状況、購買力、市場行動、価格支配力とすべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p> <p>(3) 支配的事業者に対し、支配力の濫用・反競争的行為を防止すること(支配的事業者規制)は、公正かつ自由な競争を実現するために必須であり、競争が促進される結果、消費者利益の向上にもつながる。重点計画(案)で示されたとおり、2001年度中の実現を強く要望。(日本テレコム株式会社)</p> <p>(4) より広範で強力な支配的事業者規制が必要。ボトルネック設備へのアクセスを競争事業者が長期増分費用方式に基づく料金で確保できることが必要。支配的事業者の幅広いサービスについての料金規制も不可欠。NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモも支配的事業者規制を課すことが適当である。(米国政府)</p> <p>(5) 支配的電気通信事業者規制の導入を歓迎する。規制は、運営設備だけでなく、市場支配力次第とすべき。支配的事業者の判定は、単に特定市場における事業者のシェアをベースとすべきではない。欧州競争法(The European Competition law)は、「企業が享受する強力な経済的地域で、競争相手企業、顧客、消費者の影響を受けずに自由に行動するための力を付与することで、関連市場で維持される効果的な競争を妨げることができる」と定義している。英国の経験では、支配的事業者には、効果的かつ十分な権限が付与された規制により、その地域通信ネットワークへのアクセスを許可することが義務付けられるべき。(英国政府)</p> <p>(その他同旨4件)</p>	<p>行った。</p>
	<p>(意見2) NTT グループ全体を支配的事業者とすべき</p>	<p>(1) NTT グループは、ブランドイメージの共有などグループ一体として事業展開を行っていることから、グループ全体として市場支配力を規定し、支配的事業者事業者とすべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p>	<p>(意見2への考え方) 市場支配力は、基本的にはグループ会社の個々の市場での支配力が基礎になっていると考えられること、また、「NTTグループ」の範囲が明確でなく、市場に関わりなく NTT グループ全体の「支配的地位」を判断することは困難であることから、原則として個々の市場ごとに支配的事業者であるか否かを認定することが適当である。</p>
	<p>(意見3) NTT の料金規制と引下げが必要</p>	<p>(1) 早期に NTT の相互接続料金の一層の引き下げを行い、EU と日本の料金を調和させることが必要。市場が真に競争的なものになるまでは、相互接続と最終利用者の両方の料金を規制することが必要。(欧州委員会)</p>	<p>(意見3への考え方) NTT 地域会社の接続料については、本年2月に2000年度から2002年度にかけての接続料引下げの認可が行われたところ。</p>
	<p>(意見4)</p>		<p>(意見4への考え方)</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	非対称規制の導入に反対	<p>(1) 指定電気通信設備保有者規制やプライスカップ規制等、既に各般の行き過ぎた非対称規制が講じられており、さらに非対称規制を導入することは、国際的に見ても過剰な規制強化である。市場シェア等に着眼した規制強化は、情報通信市場を管理競争的な手法によってシェア移行を促すことを意味し、事業者の創意工夫を阻害する。規制水準を国際レベルまで緩和・撤廃すべき。固有の事業者による市場支配への対処は、独禁法の適切な運用による対応で十分であり、支配的事業者規制は不要。(NTT 労働組合)</p> <p>(2) 非対称規制の導入に反対。ボトルネック設備に関する非対称規制は既に導入されており、市場支配力を利用した排除行為等は独禁法で対処できる。独禁法とは別に事業規制が必要だとしても、規制の対象となる問題点を明らかにし、ターゲットを絞った規制とすべき。</p> <p>(3) 非対称規制の導入に反対。既に公正な競争が進展しており、設備のボトルネック性もないことから、支配的事業者規制の必要性がない。規制の必要性として「不当に高い接続料金」、「低廉で良質なサービスへの悪影響」が言われているが、客観的事実は存在しない。シェアにより認定する仕組みは「シェアの最大化」という企業論理と矛盾する。海外と比較しても突出した規制強化であり、独禁法の事後規制と重複する事前規制である。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p> <p>(4) 非対称規制の導入を削除。我が国では既に指定電気通信設備規制、プライスカップ規制等の規制が課せられており、新たに支配的事業者規制を設ける必要はないと考える。ボトルネック性を有する設備に関する合理的な規制はある程度やむを得ないと考えるが、多様なユーザーニーズに弾力的に対応していくためには、全事業者を対象とした徹底的な規制緩和を行うべき。(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p> <p>(その他同旨13件)</p>	<p>累次にわたる規制緩和により、市場支配力を有する事業者による不当競争行為等の市場支配力の濫用が生じる蓋然性が高まっており、実際、一部事業者が市場支配力を濫用しているとの指摘や懸念が後を絶たない。我が国においては既にボトルネック設備に着目した非対称規制が行われているが、市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用が公正な競争や利用者の利益を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きいことから、ボトルネック設備に着目した規制がカバーしていない部分も含めて市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用の未然防止・是正のための制度が必要。</p> <p>ちなみに欧米では、市場支配力に着目した非対称規制が広く採用されており、WTO においても規制手法として合意されている。このような非対称規制の導入は、我が国の制度を国際ルールとより整合的なものとして明確化するものであり、市場支配力を有する事業者の円滑な国際展開の障害となったり、新技術の開発、新サービスの提供を遅らせるものではない。</p> <p>また、独禁法は、事業活動一般を対象に違法行為があれば厳正な手続の下にその都度アドホックに事後的排除を行うことを主眼とする体系であり、電気通信分野という変化が著しい分野において競争市場を積極的に創出するには一定の限界があると考えられる。なお、欧米では競争法とは別の電気通信の固有の規制体系の下で、非対称規制を広く導入している。</p>
	(意見5) 支配的事業者の基準等が不明確	(1) 支配的事業者規制の最大の問題点は、規制目的、規制手段、規制基準が不明確なまま包括的な規制権限を総務省に与えることであり、不必要な規制が行われ、通信産業の発展を阻害するおそれ大きい。	(意見5への考え方) 市場支配力を有する事業者の指定については、できるだけ明確な基準に基づき行われることが必要。
	(意見6) NTT はユニバーサルサービス義務があり非対称規制は不公正	(1) 非対称規制は、新技術の開発、新サービスの提供を遅らせることになりかねず、利用者の利益につながらない。固定電話はユニバーサルサービスを義務付けられている事業者と義務付けのない事業者を同列に扱うのは不公正。	(意見6への考え方) 加入電話等のユニバーサルサービスについては、サービス提供に係る経費を電気通信事業者が負担する制度を設けることとしている。
	(意見7) 支配的事業者規制はWTO提訴において不利	(1) 支配的事業者規制により、根拠の不明確なWTO提訴においても政府が支配的事業者として認定していることになって反証が困難となるなど、事業運営活動が制約され、国際競争	(意見7への考え方) WTOの紛争解決制度は、「加盟国が、対象協定に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が他の加盟国がとる措置によって侵害されていると認める場合に

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		力が低下する。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	<p>において、そのような事態を迅速に解決すること」等を目的とするものであり、さらに、支配的事業者制度は WTO においても合意の得られている規制手法であり、市場支配力を有する事業者に対する非対称規制そのものが当該紛争解決制度による問題提起の対象になるとは考えにくい。</p>
	<p>(意見8) 非支配的事業者の規制を緩和 (設備変更認可、業務区域変更許可、役務区分・役務種類変更許可、接続に係る認可、契約約款認可及び料金属出、外国政府等との協定に係る認可の廃止)</p>	<p>(1) 非支配的事業者事業者に対する規制は、設備変更認可、業務区域変更許可、役務区分・役務種類変更許可、接続に係る協定認可、契約約款認可及び料金属出、外国政府又は外国事業者との協定に係る認可を廃止すべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p>	<p>(意見8への考え方) 市場支配力を有さない事業者に対する規制は、契約約款、接続協定の認可制等を一定の条件の下で届出制に移行するなど大幅な規制緩和を措置を行うこととしている。設備変更許可、役務区分・役務種類変更許可については、電気通信事業の安定性・確実性の確保に影響が大きく、許可制の廃止は適当でない。料金属出は、不当な差別的取扱、不正な競争の防止のため、総務大臣が適切に措置を講ずることができるよう料金の届出を求めているものであり、廃止は適当でない。外国政府又は外国事業者との協定に係る認可は国際料金の高止まりなど我が国の利用者利益に重要な影響を与えるおそれがあるため、重要事項については認可が必要である。</p>
<p>) NTT に対するインセンティブ活用型競争促進方策の導入</p>	<p>(意見1) インセンティブ活用型競争促進方策の導入に賛成</p>	<p>(1) 基本的に原案に賛成。高速で安価な定額制インターネットの普及等のボトルネックとなっているラストワンマイルの開放の義務化及びルール化が必須であり、電通審 IT 特別部会の「インセンティブ活用型競争促進方策」の実効性確保が必要。「インセンティブ活用型競争促進方策など一連の措置によっても十分な競争の進展が見られない場合には、国際競争の動向も視野に入れ、速やかに NTT の在り方等の抜本的見直しを行う。」という原案の記述に強く賛同。(株式会社ディーディーアイ)</p> <p>(2) インセンティブ規制の導入については、支配的事業者の規制緩和により経営の自由度を高めたいという意欲の動機付けとして有効な手段。重点計画(案)に示されたとおり、2001年度中の実現を強く要望。NTT 再編以降も、NTT グループ各社間において、相互参入がない、役員の兼任による情報流出、一体的営業等の反競争的行為と思われる行為が行われてきたと認識。また、持株会社方式の下、接続料金・利用者料金の高止まりを容認していると認識。(日本テレコム株式会社)</p> <p>(3) 米国では既存事業者に競争基準の最低限の遵守を課したところ、競争的事業者の地域市場シェアは20%まで拡大した。代替的インフラや革新的サービスが生み出され、IT 産業の成長と投資が刺激された。(米国政府)</p>	<p>(意見1への考え方) 地域通信市場は事実上の独占状態にあり、開放を促進し、公正な競争や利用者利益を確保するために適切な措置を講ずることが必要。インセンティブ活用型競争促進方策は、NTT グループが自主的に一定の競争促進措置を実施することを期待するとともに、IT革命推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和し得ることとする制度である。我が国通信市場の活性化の観点から、NTT グループは事業各社ができるだけ自主的な経営判断の下に相互に競争することが望ましい。</p>
	<p>(意見2) インセンティブ活用型競争促進方策の導入に反対</p>	<p>(1) インセンティブ活用型競争促進方策の導入に反対。東・西NTTの地域網は現行規制により既に開放されており、個別問</p>	<p>(意見2への考え方) 地域通信市場は事実上の独占状態にあり、開放を促進し、公正な競争や利用者利益を確保するために適切</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		<p>題は独禁法で対応すべき。業務範囲規制の緩和基準が不明確であり、運用が恣意的となる恐れがある。自主的な競争促進策のうち、NTTドコモ・NTTコムの持株比率の低下等はNTT株主の利益を害するものであり、自主的に措置させることは制度的に矛盾。</p> <p>(2)再編成後間もないNTTグループ運営を実質的に否定し、経営権、労使自治を規制緩和の交渉条件とする規制強化策であり、IT政策との親和性が希薄。東西NTTの新サービス提供体制に大きなダメージを与える非対称規制であり、競争の観点から公正とは言えない。国民への主要サービス供給源を制限することになり、IT革命を遅らせる措置である。規制水準を国際レベルまで緩和・撤廃し、活発な事業者間サービス競争を進展させることが望ましい。(NTT労働組合)</p> <p>(3)インセンティブ活用型競争促進方策の導入に反対。接続料金等の値下げによって極めて苦しい経営状況にある東西会社の効率化・財政基盤の確立をグループ各社の協力により推進し、料金の低廉化と光サービスの積極的展開を実現すべき。当該施策は、NTTが自主的にグループ解体の方向へ進まなければ、2年後に完全資本分離を含む持株会社の抜本の見直しを行う枠組みであり、グループ運営のメリットを活かした東西会社の経営効率化を否定するもの。(日本電信電話株式会社)</p> <p>(4)NTTに対するインセンティブ活用型競争促進方策を削除。当該施策はNTTのグループ経営を実質的に否定するものであり、到底受け入れられない。NTTの在り方については、情報通信産業はグループ経営によってトータルでユーザーニーズに応えるのが世界的潮流であること、東西地域会社としても、グループ間の人員流動等、機動的・弾力的な経営リソースの配分が可能な持株会社のメリットが重要であることを踏まえ、自らが経営判断により決定すべきものと考え。(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p> <p>(その他同旨2件)</p>	<p>な措置を講ずることが必要。独禁法は、事業活動一般を対象に、違法行為があれば厳正な手続の下にその都度アドホックに事後的排除を行うことを主眼とする体系であり、電気通信分野という変化が著しい分野において競争市場を積極的に創出するには一定の限界があると考えられる。インセンティブ活用型競争促進方策は、NTTグループが自主的に一定の競争促進措置を実施することを期待するとともに、IT革命推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和し得ることとする制度である。ご意見の趣旨も踏まえ、NTTの経営自主性を否定するものではないことや、IT革命推進のための措置であることを明確にするために必要な表現の修正を行った。また、競争進展が見られない場合には、NTTの在り方だけでなく、電気通信に係る制度についても見直しを行うことを追加して記述した。</p>
	<p>(意見3) NTTの規制を緩和すべき</p>	<p>(1)地域格差なく、インターネットを普及させるには、全国規模で展開できるNTT東西の参入が不可欠である。NTT東西の業務範囲規制を廃止し他社と大いにサービス・料金競争をさせて市場を活性化させるよう望む。</p> <p>(2)料金水準は常に国際水準と比較することが必要であるが、それ以外の規制は一切排除すべき。相互主義の観点から、欧米にも同様の規制を求めるべき。</p>	<p>(意見3への考え方) 地域通信市場の開放を促進し、公正な競争や利用者利益を確保するために適切な措置を講ずることが必要。IT革命の推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和し得る制度を導入することとしている。</p>
<p>NTTの在り方</p>	<p>(意見1) NTTは完全民営化すべき</p>	<p>(1)NTTは完全民営化し、外国人保有規制を撤廃すべき。 (2)NTTが独占している回線を売却させるべき。 (3)NTT社員の余剰人員を即時解雇すべき。 (4)NTTを無くすべき。</p>	<p>(意見1への考え方) 本計画はIT革命を推進するために重要かつ具体的な施策をとりまとめたものであり、ネットワークインフラの形成においては、電気通信市場の競争促進という観点から非対称規制の導入やインセンティブ活用型競争促進</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		(その他同旨232件)	意見に対する考え方 方策の導入を盛り込んだところである。NTT株式の政府保有義務や外資規制を含むNTTの在り方については、今後、慎重な検討が必要である。
	(意見2) NTTの在り方を議論すべき	(1)地域通信市場の競争進展等がないまま、NTTの規制を緩和することは、公正競争を阻害し、日本のIT産業を衰退に導く恐れがある。NTTの在り方等の見直しについては、総理のリーダーシップの下、e-Japan戦略全体の効果的な推進の観点から、IT戦略本部及び政府においても議論する必要があると考える。(株式会社ディーディーアイ)	(意見2への考え方) NTT株式の政府保有義務や外資規制を含むNTTの在り方については、我が国の安全確保の在り方の検討を含めて専門的かつ慎重な検討が必要である。
	(意見3) NTT完全資本分離に反対	(1)NTT完全資本分離の考え方を打ち出し、国際的なM&Aのリスクにさらすことは、通信主権の放棄である。NTT排除護送船団方式による国内特化型の対処策であり、国際競争力強化に逆行。(NTT労働組合) (2)NTTは2年前の再編以来、血のにじむ経営改革を行ってきたが、成果が正当に評価されていない。NTTグループは、これまで大災害の応急復旧、防衛、警察等の国家機関のネットワークシステム等の建設・保守に実績と経験が深く、このNTTグループ力を分散し、弱体化することは、わが国の安全保障上問題が多いと考える。NTTは持株会社を中止に経営の合理化を進めているところであり、結果がでるまで当面静観すべき。その後、NTTグループ経営の結果を検証し、必要があれば制度整備を行うこととする。	(意見3への考え方) 本計画は、NTTの完全資本分離を打ち出したものではなく、十分な競争の進展が見られない場合には、NTTの在り方等の抜本の見直しを行うとしているに過ぎない。ご意見の趣旨も踏まえ、NTTの在り方等の見直しを行うに当たっては、国際競争の動向に加え、通信主権の確保についても考慮することを計画の記述に加えた。
	(意見4) NTT法に代えて実効性のある支配的電気通信事業者ルールを導入すべき	(1)NTT法に代えて実効性のある支配的電気通信事業者ルールを導入し、NTTグループによる反競争的行動に対するファイアウォールを改善すべき。(欧州委員会)	(意見4への考え方) 本計画はIT革命を推進するために重要かつ具体的な施策をとりまとめたものであり、ネットワークインフラの形成においては、電気通信市場の競争促進という観点から市場支配力を有する事業者の反競争的行為を防止し、除去するための制度の導入とそれ以外の事業者等に対する規制緩和を実施する非対称規制を始めとした新たな競争政策の導入等を盛り込んだところである。また、NTT株式の政府保有義務や外資規制等を含むNTTの在り方については、今後、慎重な検討が必要である。
)電気通信事業紛争処理委員会の創設	(意見1) 独立した機関として電気通信事業紛争処理委員会を設置すべき	(1)電気通信事業紛争処理委員会の設置については、監視の透明性を確保する観点からも通信政策局から独立した第3条機関として設置することが望まれる。(通信機械工業会) (2)国家行政組織法第8条に基づき設置された場合、電気通信事業紛争処理委員会は、総務省管轄の下部組織となる。電気紛争処理委員会は、政治、政策、事業者の影響から独立が確保されている必要があり、国家行政組織法第3条に基づく機関として独立性を担保した形で設置すべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)	(意見1への考え方) 事業者間の紛争処理を公正・中立的な手続で迅速に行うため、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成される通常の許認可部門から独立した電気通信事業紛争処理委員会を総務省に設置することとしている。また、電気通信事業者間の紛争事案の処理を通じて把握した市場の問題点等を総務大臣が行う政策立案(ルールづくり)に迅速かつ確実に反映させていくためにも、総務大臣の下に紛争処理機関を設けることが適当である。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	<p>(意見2) 独立した監視機構を創設すべき</p>	<p>(1) 国際的にも外部組織の監視機構がないのは日本だけである。省庁再編問題として議論済みとの対応のようであるが、このような軌道修正は柔軟に迅速に行うべきで、強い政治指導力に期待したい。</p> <p>(2) 紛争処理委員会の設置を歓迎するが、規制機関は、関係企業から独立していなければならない、政治的影響を受けないことが必要。長期的には、単なる独立した紛争処理機関ではなく、完全に独立した規制機関を創設すべき。(英国政府)</p> <p>(3) 電気通信規制当局は、完全に独立かつ中立な立場を有し、日本市場における競争の促進に専念すべき。(欧州委員会)</p> <p>(4) 電気通信事業紛争処理委員会は、委員の中立性、専門性、強制力が欠けている。規制行政に対する懸念を表明することもできない。最善の解決策は、FCC や OFTEL のような規制機関を総務省の外部に設置することである。(米国政府)</p>	<p>(意見2への考え方)</p> <p>日本に米国 FCC(連邦通信委員会)のような機関を設置すべきとの議論については、1月からスタートした省庁再編の中で、情報通信行政は機動的・戦略的・総合的に対応できる体制が適当であるとして、政策立案と規制監督の両機能を一体的に総務省に移行させたところである。なお、FCC も政策立案と規制監督を一体的に推進する組織となっている。</p>
<p>公正取引委員会の機能強化</p>	<p>(意見1) 公正取引委員会の機能強化が必要</p>	<p>(1) 基本的に原案に賛成。事業者が情報通信市場及び関連市場で不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法などの独禁法違反行為、内部相互補助等の競争阻害的な行為を防止することが必要。また、「公益事業分野における規制緩和と競争政策」(平成13年1月政府規制等と競争政策に関する研究会)において提言されている事業分野別のガイドラインについても早急に策定が必要。(株式会社ディー・ディー・アイ)</p> <p>(2) 公正取引委員会は、総務省の下部組織であり、電気通信に係る事項に関してはその独立性を担保するに当たり疑義が生じる余地が残るため、総務省の所管外に位置付けるべき。少なくとも独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を早急に整備すべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p> <p>(3) 公正取引委員会を強化することを歓迎する。総務省は、公正取引委員会が効果的に活動できるよう、明確、透明、開放された公正な指針と手続を開発すべき。(英国政府)</p> <p>(4) NTT の参入妨害が以前当局より指摘されたが、これからも監視し、常に競争状態を維持することが必要。(その他同旨2件)</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>公正取引委員会は、委員長及び委員は、任命が両議院の同意が必要とされるほか、職権行使の独立性や身分保障が担保されており、現在も、独占禁止法に規定される機能を独立的に発揮しているところ。事業分野別のガイドラインについては、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的理由のない取引拒絶などによる新規参入の阻止行為など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を2001年中にとりまとめ、公表することとしている。</p>
<p>イ) 超高速ネットワークインフラ等の形成推進</p> <p>第一種・第二種事業区分</p>	<p>(意見1) 第一種・第二種事業区分を廃止すべき</p>	<p>(1) 超高速アクセス網の早期整備のためには、第一種・第二種事業区分を廃止し、回線調達方法を自由化すべきであり、卸電気通信役務を制度化すべきではない。(東京電力株式会社)</p> <p>(2) 第一種・第二種事業区分を廃止すべき。第一種・第二種規制の存続により、回線調達方法が規制されることになり、事業者は保有と賃貸を組み合わせてネットワークを構築する自</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>電気通信回線設備を設置する第一種電気通信事業は安定性・確実性を確保するため許可制、それ以外の第二種電気通信事業者は登録・届出制となっており、第一種・第二種の区分は事業の特性に応じて分かりやすい枠組みである。諸外国においても類似の事業区分を行っている国が存する。第一種・第二種事業区分のもと、第二種事業者も一定条件の下で自ら電気通</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		<p>由度が制限される。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p>	<p>信設備を保有可能とする措置、第一種事業者も回線再販売可能とする措置など回線調達の柔軟性を高める措置が講じられてきたところである。</p>
	<p>(意見2) 事業区分が維持されるならば免許基準を明確化すべき</p>	<p>(3) 第一種・第二種の事業区分が維持されるのであれば、各々の免許基準を説明する明確な規則の公表が必要。(英国政府)</p>	<p>(意見2への考え方) 電気通信事業の参入基準は、第一種・第二種ともに法令によって定められているとともに、日本の規制制度の透明性をより高め、事業者の参入をさらに促進させることを目的として、参入手続や手続について「電気通信事業参入マニュアル」を作成し、それらの具体的説明を行い、公表している。また、電気通信事業者のネットワークの構築を柔軟かつ円滑に行うために、これに係る制度・実例等を取りまとめた「電気通信事業のネットワーク構築マニュアル」も公表している。</p>
<p>) 既存光ファイバの活用</p>	<p>(意見1) 公益事業者等の光ファイバを公平かつ公正に利用する制度が必要</p>	<p>(1) 卸電気通信役務等は、グループ外企業を非差別に取り扱うルールと紛争解決手段が必要。(株式会社ディーディーアイ) (2) 欧米においては、少数のフラッグシップキャリアだけに任せず多数の新規参入者の自由競争をベースとしている。政府がイニシアチブを取り、パブリックセクターのダークファイバの活用を考えるべき。(社団法人電子情報技術産業協会) (3) 民間事業者のみでなく、公共事業体等が保有する光ファイバについても、有効活用を図る施策が必要。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p>	<p>(意見1への考え方) 地方公共団体や公益事業者等が保有する光ファイバ等の自営電気通信設備の有効かつ公平な利用の促進を図るとともに、電気通信事業者によるネットワーク構築の柔軟性を高めるため、卸電気通信役務制度を導入することとしている。</p>
	<p>(意見2) 現行のダークファイバ貸しを規制対象とすべきでない</p>	<p>(1) 「卸電気通信役務」の制度化は、すでに自由な競争市場が形成されつつある「ダークファイバ貸し」に新たな規制を行うもので、ネットワークインフラ整備・促進の妨げとなると考えられる。単に光ファイバ心線を物理的に提供する「ダークファイバ貸し」は「卸電気通信役務」の枠外とすることが適当。(東京電力株式会社)</p>	<p>(意見2への考え方) 現在、自治体、公益事業者が IRU(長期安定使用権)ベースで一種事業者に心線貸しが行っているが、これは引き続き電気通信事業法の枠外での貸付を可能とすることとしている。</p>
	<p>(意見3) 光ファイバの借り手の技術的条件を規制すべきでない</p>	<p>(1) 利用者保護の観点から、借り手である電気通信事業者に技術的条件等の規制が行われるのであれば、卸電気通信役務の制度化は不要。ネットワーク構築の柔軟性を高めるためには、借り手である審査条件を緩和し、現在国内において長期の心線貸しが原則である IRU 制度において短期での借用及び帯域貸しを認める等に対応可能と考える。(日本テレコム株式会社)</p>	<p>(意見3への考え方) 卸電気通信役務は第一種電気通信事業者が提供するサービスであり、借り手である電気通信事業者には現行 IRU 制度のような技術的条件等の規制は行われない。</p>
	<p>(意見4) 東西地域会社も他事業者と同じ扱いとすべき</p>	<p>(1) 卸電気通信役務を創設する場合は、東西地域会社も他事業者と同じ扱いとすべきである。(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>(意見4への考え方) NTT 地域会社が他事業者に卸電気通信役務を提供することを禁止する合理的理由は特段ないと考えられるが、NTT 地域会社が他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自らのネットワークを構築することについては、NTT 法 2 条の自己設備による電気通信役務提供の規制との関係について検討が必要である。</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見5) 光ファイバの接続ルールを整備すべき	(1)NTT 地域会社が所持する光ファイバについては、NTT 地域会社の業務区域内で一律の接続料金、長期増分費用方式の導入、接続義務のない箇所でも事業者要望により光ファイバ需要喚起に貢献するようなルールの策定、が必要。(株式会社ディーディーアイ)	(意見5への考え方) 光ファイバ設備に関するルールのうち、の接続料の地域別料金の是非及び接続関連費用の負担のあり方については、現在、総務省情報通信審議会において本年6月の答申を目指して審議が行われているところ。なお、光ファイバに関するルールのうち、について、昨年12月21日の審議会答申において、光ファイバへの相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、長期増分費用方式の適用の是非等を判断していくことが望ましい等の考え方を取りまとめている。
) 接続ルールの整備	(意見1) ラストワンマイルの開放が必要	(1)NTT 地域会社が99%を支配しているラストワンマイルの開放義務化及びルール化が必要。(株式会社ディーディーアイ) (2)き線点からの敷設に必要な規制の見直し及び敷設後のアンバンドルに係る接続ルール整備が必要。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)	(意見1への考え方) ボトルネック設備については、ラストワンマイル部分も含めて指定電気通信設備に指定し、接続に関する費用負担等につき、ルールを定めているところ。
	(意見2) 競争環境に対応した接続ルールが必要	(1)現在の減価償却及び接続関係の施策は、音声役務のみならず、データ伝送役務においてもNTT東西に独占を許すこととなるおそれがある。NTT東西は光ファイバやリモートターミナルなどの償却費用を競争事業者負担させ、次世代通信インフラの建設に回している。NTT東西は、自らのユーザーから費用回収すべきであり、他事業者に対してはこのような「助成金」を生まないように、米国と同様に地域ネットワーク設備をアンバンドルで開放し、長期増分費用方式に基づく料金を設定すべきである。(米国政府) (2)市内回線の分割及び新ルールの導入により、高速先進データサービス市場において新規参入企業が競争に加わることを可能にすることが優先課題(欧州委員会)	(意見2への考え方) 公正なサービス競争が行われるよう、適切な接続ルールの整備が必要である。地域網のアンバンドル化など必要な措置を進めているところである。
	(意見3) 接続ルールの整備を削除	(1)設備に対する規制は、電電公社時代に独占的に構築されたメタル設備に限定して議論されるべき。IPネットワークを指定設備とすることは、投資インセンティブを削ぐこととなり、定額インターネットアクセスの地方都市への拡大意欲を失わせる。光ファイバは、今後とも競争下で構築されていくものであり、電電公社時代に独占的に構築されたメタル設備と区別し、指定電気通信設備規制から除外すべきである。(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)	(意見3への考え方) 地域IP網のようなデータ伝送役務に使用される設備についても、適正な条件でアンバンドルされなければ他の事業者とNTT地域会社との間で公正競争条件が確保されない可能性があり、指定電気通信設備とするとともに、アンバンドルに関するルールが必要である。
) 線路敷設の円滑化	(意見1) 電柱・管路等の開放を義務化すべき	(1)支配的事業者事業者及び公益事業者が所有する全ての線路敷設権へ他事業者のアクセスを担保すべき。設備提供義務、非差別的取扱い、適切な料金、情報開示、手続の明確化、自社利用分の保留禁止、裁定、ルールの見直しを法的根拠を有する形で担保して欲しい。(株式会社ディーディーアイ) (2)指定電気通信事業者及び電気通信サービス公益企業の	(意見1への考え方) 公益事業者が保有する電柱・管路等を電気通信事業者に提供する際の無差別・透明・公正なガイドラインを策定したところ。電気通信事業法の改正により、公有地上も含めた電柱・管路等の提供について生じた紛争について、公正・中立な専門組織における審議を経て、協議認可・裁定を行う制度を整備することとしている。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		<p>所有するダクト・電柱などへのアクセスに係る強制的要件の不在、ルール手続の透明性の不在が問題である。(欧州委員会)</p> <p>(3)電柱や共同溝を開放すべき。</p> <p>(4)電柱、送電線用地などへのアクセスは新規参入者が市場にわり、競争的なセクターを創出する上で重要な要素である。このような設備へのアクセスを妨げるのは、支配的事業者が競争を抑制する手段となる。支配的事業者については、これらの設備を開放するよう法律で義務付けるべき。(英国政府)</p>	
	<p>(意見2)</p> <p>公益インフラの設置を公有地の本来目的使用とし、許可基準等を明確化すべき</p>	<p>(1)社会公益性の観点から、通信回線網、電柱など公益インフラの設置を公有地の目的外使用ではなく本来目的使用と位置付け、簡易で円滑な設置を促進すべき。許可申請手続、許可基準、使用対価等は、各公物管理者が独自の取扱いを制定しているため、法令改正等を含め、各管理者の取扱いを統一化・明確化することを強く要望したい。(東京電力株式会社)</p>	<p>(意見2への考え方)</p> <p>公益インフラの設置を公有地の本来使用目的とすることは、収用権や費用負担の問題があり、適当でない。道路に電気通信事業に必要なネットワークインフラを整備する場合、一定の基準に適合するときは、占用許可を与えなければならないとされている(道路法第36条)など、公有地の占用許可については、法律、政令、省令、準則等により許可制度、基準、手続が定められており、公物管理者はこれに従って許可を行うこととされている。また、工事規制の見直し、手続の迅速化等の措置を講じ、公有地を活用した線路敷設の円滑化を図ることとしている。</p>
	<p>(意見3)</p> <p>公有地占用許可申請の電子化時期を国と地方で同一とすべき</p>	<p>(1)対象区間(直轄国道、その他の道路等)により、申請方式が異なることは、申請者にとって多大な負担を課すものであり、申請方式の変更(電子化)については、すべての道路・河川において同時期としていただきたいと考えます。都道府県に対しては、単に「要請」ではなく、同時期に実施できるよう「指導」していただきたい。同一時期とならない場合には、大臣管理区間の電子申請時期が遅れることになってやむを得ないと考え。(日本テレコム株式会社)</p>	<p>(意見3への考え方)</p> <p>道路・河川の占用許可手続の電子化は、既存手続を簡易・迅速化するものであり、国と地方公共団体と同一時期に導入しなくとも、申請者にメリットが生ずると考えられる。地方自治法等の規定により、国は道路・河川の占用許可手続の電子化について地方公共団体を「指導」することはできないが、地方公共団体においても目標時期に電子化が図られるよう、助言・要請を行うこととしている。</p>
	<p>(意見4)</p> <p>電線類の地中化を図るべき</p>	<p>(1)従来のようにクモの巣状に電線を張り巡らせるのでは、世界最先端のIT国家として景観上好ましくない。少なくとも都市部は全て地中化を行う党の戦略目標を明記し、情報ボックス計画などを思い切って前倒しする政策を盛り込んで頂きたい。(社団法人電信電話工事協会)</p> <p>(2)電線類地中化が必要。</p>	<p>(意見4への考え方)</p> <p>本計画に、公共施設管理用光ファイバの整備や電線類地中化に合わせて光ファイバ収容空間を整備するとともに、その開放を進めることとしている。</p>
<p>加入者系光ファイバ網等の整備支援</p>	<p>(意見1)</p> <p>整備の具体的スケジュールを明示すべき</p>	<p>(1)光ファイバ網整備が遅れないよう、スケジュールを含む具体的な施策の立案が必要である。(社団法人電子情報技術産業協会)</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>情報通信ネットワークの形成促進に当たっては、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むことを基本的考え方としている。また、2005年度の加入者系光ファイバ網の全国整備に向け、超低利融資、税制優遇措置、無利子・低利融資、債務保証の支援策を講ずることとしている。</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見2) NTT に整備インセンティブを与えるべき	(1)NTT の光ファイバは、少量の心線しかなく、メタルケーブルのように「共通インフラ」として利用するにはほど遠い量に過ぎない。アクセス系の光はこれからであるという現状と課題を明記し、NTT が全国隔々に光ファイバ網投資を行うインセンティブが働く政策を充実すべき。( 社団法人電信電話工事協会)	(意見2への考え方) NTT を含めた電気通信事業者による光ファイバ網の整備に対し、超低利融資、税制優遇措置、無利子・低利融資、債務保証の支援策を講ずることとしている。
	(意見3) 法令整備や金銭的支援を行うべき	(1) 通信事業者がよりよい通信環境を提供できるような法令の整備、金銭的支援を望む。	(意見3への考え方) 加入者系光ファイバ網の全国整備に向け、超低利融資、税制優遇措置、無利子・低利融資、債務保証の支援策を講ずることとしている。このため、電気通信基盤充実臨時措置法の改正案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行うこととしている。
) 電波資源の迅速かつ透明な割当	(意見1) 移動通信業務分野は世界共通な周波数割当が必要	(1) 移動通信業務分野への周波数割当の増加、及びグローバルローミングや世界標準方式の適用が可能となるよう、世界共通な周波数の割当が必要。周波数割当方式に関する調査検討プロセスに事業者も参加すべき。( 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	(意見1への考え方) 第4世代の移動通信システムをはじめとする移動通信業務用の周波数をできるだけ確保するため、現在、マイクロ波帯の固有通信システムに対する周波数の再配分について検討を総務省において行っているところ。また、この検討に当たっては、できるだけ国際的に共通な周波数割当が可能となるよう配慮しつつ、長期的な観点での周波数帯の確保を検討することとしている。さらに、次世代移動通信(3G)については、国際電気通信連合(ITU)における周波数共用条件等や諸外国の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に割当てが可能となるよう検討を進めることとしている。一方、周波数割当方式の調査検討の具体的方法は、今後の検討となるが、いずれにしても、事業者等の利害関係者を含め幅広い意見を聞くことが必要である。
移動体通信	(意見1) 携帯電話をインターネット方式とすべき	(1) 移動電話網については、電話機ごとに IPv6 アドレスを用い、電話交換機に依存しないインターネット方式の電話を導入すべき。( 社団法人電子情報技術産業協会)	(意見1への考え方) 今後、移動通信システムについては、インターネット網(IPv6)との親和性が求められていくものと想定されることから、現在、総務省の情報通信審議会において、IPv6 に関する検討を含め、第4世代移動通信システム等の基本コンセプト、技術開発・標準化課題等について審議が進められているところ。
	(意見2) インフラ整備や研究開発に税制支援措置を望む	(1) インフラ整備や高速無線ネットワーク技術の研究開発に対して、税制支援措置を要望する。( 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	(意見2への考え方) 公平性の問題、支援措置の位置付け・効果が整理されておらず、現時点において措置することは不相当である。
	(意見3) 無線 Ethernet 接続環境の整備が必要	(1) 携帯電話や PHS のようにどこでも接続可能な無線 Ethernet 環境の整備が必要。	(意見3への考え方) 移動通信システムについては、現在、総務省の情報通信審議会において、IPv6 に関する検討を含め、第4世代移動通信システム等の基本コンセプト、技術開発・標準化課題等について審議が進められているところ。
ウ) 高速インターネッ	(意見1)		(意見1への考え方)

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
トの地理的格差の是正	地域格差是正が必要	<p>(1) ADSLは光ファイバー普及までの繋ぎ役として非常にリーズナブル。しかし、サービスを楽しむのは大都市地域に限られ、新たな情報格差である。自治体主導でADSLを早急に普及させるべき。</p> <p>(2) 島嶼部等の不便な地域における常時接続を望む。</p> <p>(3) 「民間整備主体によるネットワーク整備を原則とし」とあるが、主体が不明確である。NTTを始めとする第一種通信事業者のことだとすると、最初から郡部は切り捨てられることになる。公共施設や端末の整備をしても、わざわざそこまで時間と交通費をかけて出向く一般住民は殆どいないと思われる。地域住民の自宅におけるインターネットアクセス環境整備が重要。</p> <p>(4) 情報通信基盤の整備については、各家庭の利用まで考慮しつつ、地域間に格差が生ずることのないよう国として必要な財政支援を行いながら、国の責任のもとに計画的な整備を進めること。(全国市長会)</p> <p>(その他同旨21件)</p>	<p>高速インターネットアクセスは、現時点において、加入電話等のようなユニバーサルサービスとまでは言えないものであるが、過疎地等の条件不利地域における普及推進が課題となっている。このため、民間によるネットワーク整備を原則としつつ、都市部よりも手厚い支援を行なうとともに、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用端末等の整備を支援することとしている。ご意見の趣旨も踏まえ、高速インターネットが言わば次世代ユニバーサルサービスというべきものであることを計画の中で記述することとした。また、地方公共団体が保有する光ファイバ等の自営電気通信設備の有効かつ公平な利用促進を図るとともに、電気通信事業者によるネットワーク構築の柔軟性を高めるため、卸電気通信役務制度を導入することとしている。</p>
工) 研究開発の推進	(意見1) 研究者、実験用途に対し優遇すべき	(1) 研究者、実験用途に対し優遇すべき。	(意見1への考え方) インターネット関連の研究開発に当たっては、技術の実用的な有効性の検証が重要であることから、テストベッド等の整備を推進することとしている。
ネットワーク構築	(意見1) 特定の技術を行政が主導すべき	<p>(1) Fiber to the HomeをFast-Ethernet to the Homeで実現する。</p> <p>(2) 光ファイバよりもADSLの普及を図るべき。</p> <p>(3) 超高速・高速インターネットアクセス網整備に当たっては、その利用需要を調査すべき。メール利用だけの人には高速回線は不要。</p> <p>(4) 高速インターネットアクセス網が通信混雑しないよう、トラフィック分散方策、ルーティング方法が必要であり、それを行政が主導的に推進すべき。</p>	(意見1への考え方) インターネットは、技術の多様性を許すという特徴があり、通信インフラに関して次々と新しい技術が登場し、様々な条件下で絶えず最適な技術が選択され、ネットワークが展開してきたものであり、ネットワークは、利用者ニーズに応じて構築されていくものと考えられる。政府は、自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発の促進等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むこととしている。
	(意見2) ネットワークの標準化を図るべき	(1) デバイスと各種モデム類との相性、通信品質を使用者・情報提供者・中間接続業者ともに標準化すべき。	(意見2への考え方) 電気通信事業者、通信機器メーカーと総務省が協力して、標準化された機器やネットワークの相互接続性確保のための試験や結果を標準化機関にフィードバックするなどの取組が行われているところ。
	(意見3) ネットワークのボトルネック解消	(1) あちこちにボトルネックが存在するインターネット回線の整理が必要。	(意見3への考え方) インターネットは、一つ一つが自律したネットワークの集合として構築されており、中央集権的にインフラストラクチャーを管理・制御する仕組みは取られていない。通信速度等の通信サービスの向上等については、様々な事業者間で公正な競争が行われる中で実現されるものと考えられる。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見4) 次世代ネットワーク環境の整備	(1) 現在のようなブラウザが必要のない Web サービスのような次世代ネットワーク環境に向けたインフラ整備	(意見4への考え方) インターネットは、技術の多様性を許すという特徴があり、通信インフラに関して次々と新しい技術が登場し、様々な条件下で絶えず最適な技術が選択され、ネットワークが展開してきたものであり、ネットワークは、利用者ニーズに応じて構築されていくものと考えられる。政府は、自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発の促進等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むこととしている。
集合住宅の高速アクセス	(意見1) 集合住宅の高速インターネットアクセス整備を支援すべき	(1) 補助金等の形で費用負担を軽減し、集合住宅への FTTH 導入を推進すべき。 (2) 国内の住宅に占める共同住宅の割合は32.8%を占めており、既存集合住宅への超高速・高速通信回線の整備が必要である。区分所有法を改正し、IT 化を進める案件は1/2で議決できるようにすべき。共同住宅の IT 化に特別融資、税制優遇などの措置を講ずべき。(社団法人電子情報技術産業協会) (3) 集合住宅の情報化に対して今後どうあるべきか指針を示し、補助金を出せば、集合住宅への高速アクセス導入が促進される。	(意見1への考え方) 建物内の通信ネットワークは基本的には建物所有者の所有物であり、一義的には補助や公的介入は適当でないと考えられる。
	(意見2) HomePNA や無線接続の推進	(1) FTTH の整備が困難な建築物についても Home PNA や無線を用いたネット接続の推進が必要。	(意見2への考え方) インターネットは、技術の多様性を許すという特徴があり、通信インフラに関して次々と新しい技術が登場し、様々な条件下で絶えず最適な技術が選択され、ネットワークが展開してきたものであり、政府は、自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発の促進等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組むこととしている。
通信サービス	(意見1) 料金の値下とサービス改善が必要	(1) 電話料金の大幅引き下げが必要・不可欠。高い電話料金はインターネットの普及を遅らせる。 (2) 通信の高速化を図るべき。 (3) 通信料金を下げるべき。 (4) バックボーンとなる専用線料金を値下すべき。 (その他同旨61件)	(意見1への考え方) 高速インターネットの普及促進に当たっては、様々な事業者間で公正な競争が行なわれる環境を整備し、料金の低廉化とサービスの多様化・高度化を推進することが必要と考えている。
電力電灯線の活用	(意見1) 電力電灯線を活用した高速ネットワーク整備を推進すべき	(1) 高速電力電灯線通信は、ホームネットワーク等のアクセス回線として期待されているが、電波法上使用できる周波数が制限されており、この制限を緩和すべき。電力電灯線モデム使用には高周波利用設備許可が必要であるが、届出とすべき。(社団法人電子情報技術産業協会) (2) 電線を利用して高速ネットを整備すべき。	(意見1への考え方) ご意見の趣旨も踏まえ、「イ」超高速ネットワークインフラ等の形成推進に以下の記述を追加。 「( ) 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(総務省) 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz~30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、2002年度までに結

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
通信と放送の融合に対応した制度の整備	(意見1) 通信と放送の融合の環境整備	(1)放送局のインターネット上へのデジタルコンテンツ配信のネットワークとなる放送法上の解釈を明確化するとともに、著作権の処理ルール作りに関して、迅速な環境整備が必要。(社団法人電子情報技術産業協会)	論を得る。」 (意見1への考え方) 放送局が自ら有するコンテンツをインターネット上で配信することについては、業務法定の特殊法人であるNHKを除いては、放送法上制約はない。著作権等の知的財産権については、所要の制度整備を行うなど必要な措置を講ずることとしている。
地理的情報格差の是正等	(意見1) ユニバーサルサービス基金方式のスタートは実質的な競争状況の進展や NTT 地域会社の収支を勘案して決定すべき	(1)ユニバーサルサービス制度は、低コスト地域における競争が促進した結果、高コスト地域において低コスト地域と同水準のサービス提供が行われなくなることを防ぐべきという社会的要請に応えるものと理解しており、基金方式のスタートは、実質的な競争状況の進展度合や NTT 地域会社の収支の状況を勘案して決定すべき。(日本テレコム株式会社)	(意見1への考え方) ユニバーサルサービス制度は、地域通信市場の競争進展により、採算地域から不採算地域への内部相互補助が困難となり、その結果として基金を通じて他事業者がコスト負担を行う合理的根拠が生ずることから、基金方式の開始については、こうした点を十分踏まえて行うことが適当である。
	(意見2) ユニバーサルサービスの財源は NTT 株式売却益を含めた公的資金による補助を優先的に検討すべき	(1)NTT の民営化時に施設設置負担金に相当する額を資本準備金と整理しており、ある意味 NTT の資本は利用者が拠出したものであることを考慮し、NTT 株式売却益を含めた公的資金による補助が優先的に検討されるべき。(日本テレコム株式会社)	(意見2への考え方) 仮に政府保有義務分に係る NTT 株式を売却することとなる場合、その売却収入の取扱については、NTT 株式の政府保有の経緯や国の財政事情等を踏まえ、政府部内において幅広い観点から十分検討を行うことが必要である。
	(意見3) ユニバーサルサービス制度は競争中立的とすべき	(1)東西NTTのみをユニバーサルサービス義務の対象事業者とすべきではない。ユニバーサルサービスが競争の観点から中立な形で提供される環境を確保すべき。(欧州委員会)	(意見3への考え方) ユニバーサルサービスを提供する事業者は NTT 東西以外の事業者も可能とするとともに、基金方式により他事業者からの外部補助を行う制度の導入を検討しており、競争中立性は確保されている。
	(意見4) 携帯電話の全国普及は疑問	(1)2003年度中に全国95%の市町村で役場支所のある地域で携帯電話が使える環境が実現するか疑問。	(意見4への考え方) 市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置を支援すること等を通じて、目標達成を図っていくこととしている。
その他	(意見1) 災害対策の観点から中波放送の周波数割当の見直しが必要	(1)災害時に役立つよう、中波放送の周波数を放送区域内で同一にするとともに、コミュニティFMに災害時の対応をさせるべき。	(意見1への考え方) 同じ放送区域内であっても電波が届かない場合には中継局を置くことになるが、同一の周波数の電波が重なることによって混信が生ずることを避けるため、中継局ごとに別の周波数を割り当てている。コミュニティ放送局についても、既に災害時の放送が義務付けられているところである(放送法第6条の2)。
3. 教育及び学習の振興並びに人材の育成			
学校教育の情報化等	(意見1) 学校のIT環境の整備を推進すべき	(1)養護学校へのPC設置が後回しにされている。 (2)学校のPC整備等に際して、子どもたちに経済的負担がないようにするべき (3)ミレニアムプロジェクトの前倒しが必要(社団法人電子情報技術産業協会) (4)学校PC環境整備の時期を早めて実施すべき(エヌ・ティ・	(意見1への考え方) 3.(3)ア)において、学校のIT環境の整備のために必要な施策を掲げているところであり、計画にそって着実に実施していくことが重要。 また、学校のコンピュータ整備等について養護学校も対象となっており、計画的な整備を図る必要があると考える。なお、各施策は、国の事業または交付税措置とし

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		ティ・コミュニケーションズ株式会社) (その他同旨2件)	て行われるものであるため、子どもたちに直接の財政負担を強いるものではない。
	(意見2) PCの操作だけでなくコミュニケーション教育や英語教育等のIT関連教育の充実を図るべき	(1)PCを使って思考ができるレベルまで教育が必要。 (2)英語教育の抜本的改革が必要。 (3)道徳・倫理学習の徹底が必要。 (4)実験や体験を重視した理科教育も推進し、大きな興味と情熱をもった人材を育成すべき(社団法人電子情報通信学会) (その他同旨2件)	(意見2への考え方) 3.(3)イ) a)において、「児童生徒に論理的な思考力をはぐくみ、自己を表現する能力や創造力を涵養するとともに、筋道を立てて考える能力や適切に表現する能力、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成する」ことを目的として、IT教育の充実を図るために必要な施策を掲げているところ。 また、英語等外国語教育の充実、道徳教育、体験学習の充実等についても掲げているところ。
	(意見3) 教員の資質向上を図るなどIT指導力の向上を図るべき	(1)2週間程度の研修を受けた現職教員が教科「情報」を担当するのではなく、情報の勉強をしてきた人が教壇に立つべき。 (2)学校に企業から講師を派遣できるようにするなどの環境整備が必要。 (3)「IT企業退職者の活用」について明記すべき(社団法人電子情報技術産業協会) (4)ITに慣れ親しんだ大学出のフレッシュな教員を小中学校にどしどし採用すべき。 (その他同旨3件)	(意見3への考え方) 3.(3)ウ)において、子どもを指導する立場にある教員のIT関連の指導力の向上を図るために必要な施策について掲げているところであり、その中では学校外からのIT人材の登用も進めることとしている。
	(意見4) 教育用コンテンツの充実を図るべき	(1)新規コンテンツの作成のみならず、既存の豊富に存在するコンテンツの活用を行うべき。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見4への考え方) 3.(3)エ)において、教育用コンテンツの充実のために必要な施策を掲げているところ。
	(意見5) 教員所有のPCを教育委員会のネットワークと接続すべき。	(1)校務の効率的な処理のため、教員所有のPCを教育委員会のネットワークと接続すべき。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見5への考え方) 本重点計画の対象外である。
	(意見6) ホームページ作成コンテストに子どもたちを参加させるべき。	(1)ホームページ作成コンテストに子どもたちを参加させ、インターネット上で役に立つシステムを作れるという自信を持たせるべき。	(意見6への考え方) 実際にコンテストに子どもたちを参加させるか否かは、地域や子どもの状況に応じて、各学校が判断していくものであると考える。
	(意見7) 学校に導入されているパソコンの品質が悪い。	(1)学校のパソコンのメーカーが悪い。ノートではなくデスクトップにしてほしい。	(意見7への考え方) 学校に導入するPCの機種については、各地方公共団体の判断によるものである。
	(意見8) 学校は情報化と同時に外部に開かれたものとなる必要がある。	(1)教育の情報化を進める際には、外部に開かれた学校となる必要がある。	(意見8への考え方) 学校と地域の連携を進める観点から、学校を開かれたものとすることは重要なことであり、地域の実情に応じ、各教育委員会や各学校において取組が推進されているところである。
	(意見9) 学校教育の情報化と教育行	(1)学校教育の情報化と教育行政、地域公共サービスを密接	(意見9への考え方) 学校と教育行政との連携については、教育委員会がそ

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	政、地域公共サービスを密接に連携して推進する体制を整備すべき。	に連携して推進する体制の整備が必要	の実情に応じて学校を支援していくべきものであると考える。また、学校と地域の連携が進められることは重要なことであり、地域の実情に応じて各学校が対応していくべきものであると考える。
I T 学習機会の提供	(意見1) I T 講習会の充実を図るべき	(1) 無料の I T 講習は既存業者にとっては脅威となっている。 (2) 中小企業に対する I T 教育の支援が必要。 (3) 地方公共団体の支援を充実するとともに、引き続き施策を展開してほしい。(全国市長会) (4) I T 講習会には、多くの障害者が参加できない。障害者の参加できる I T 講習体制の実現を図るべき。(日本障害者協議会) (その他同旨1件)	(意見1への考え方) 3.(3)ア)において明示しているように、各般の国民を対象とした I T 講習を実施することとしている。なお、これらの講習は、特定の目的の下、期限を限って実施されるものであり、既存の業者が行っている講習事業とは性格を異にするものであると思量。また、I T 講習実施後の展開計画については、2001年度の実施状況やニーズ等を踏まえて、検討していくこととなる。
	(意見2) 社会人英語教育の充実も図るべき	(1) 地域の学校(中高)との連携による社会人向け英語学校の開設。	(意見2への考え方) 社会のニーズに応じて民間において取り込まれる課題である。
	(意見3) 寺子屋制度のような身近な地域で I T 教育ができるような制度を導入すべき。	(1) 江戸時代の寺子屋制度のような、身近な地域で I T を教えることができるような制度を導入できないか。	(意見3への考え方) 今後、本重点計画に掲げられた施策の実施状況を見つつ、必要に応じて検討すべき課題である。
専門的な知識又は技術を有する創造的な人材の育成	(意見1) I T 発展のため大学改革の一層の推進を図るべき	(1) I T 分野に限った大学の抜本改革が必要。(社団法人電子情報技術産業協会) (2) 大学の工学部の学生に対して I T 起業家プログラムを実施すべき。(社団法人電子情報技術産業協会) (3) 情報を専門とする大学院修了者を増大させるべき。またベンチマークの数は限定したものにすべき。 (4) 大学改革に係る施策が積極性に欠けている。 (その他同旨1件)	(意見1への考え方) 3.(3)ア)において、大学改革の積極的な推進に必要な施策を掲げており、特に I T 関係では、I T 関連専攻の大学院入学定員の増加等も含まれている。
	(意見2) インターネットを通じて提供されるコンテンツの充実を図るべき	(1) ネット上のコンテンツの数が不足している。 (2) 情報系のコンテンツをもっと増やしてほしい。 (3) 誰もが使いやすいソフトの開発を政府が推進し、さらにそのようなソフトを政府が無料配布すべき。	(意見2への考え方) 3.(3)オ)において、コンテンツクリエイターの育成に必要な施策を掲げており、インターネット上のコンテンツを充実するための環境整備を図ることとしている。
	(意見3) 科学研究費補助金の国立大学を中心とした不均等な配分を改めるべき	(1) 科研費予算が国立大学を中心に不均等に配分されている。	(意見3への考え方) 科学研究費補助金については、国公立大学等の研究者からの申請に対して、公正・厳正な審査を経て配分されるものであり、国立大学を中心に不均等に配分されていることはない。
	(意見4) 外国人技術者受入れには、報酬、社会保障等の環境整備も必要。	(1) 外国人技術者受入れには、報酬、社会保障等の環境整備も必要。	(意見4への考え方) 今後、本重点計画に掲げられた施策の実施状況を見つつ、必要に応じて検討すべき課題である。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見5) 「情報発信者」に対する国家試験制度を設けるべき。	(1)「情報発信者」に対する国家試験制度を設けるべき。	(意見5への考え方) 当該資格制度の必要性が希薄である。
その他	(意見1) 国民の意識改革が必要	(1)国民一人一人が情報利用者としての自覚を持つことが必要。(通信機械工業会)	(意見1への考え方) 御指摘のとおりであり、本重点計画ではそのために必要となる環境整備のための施策を掲げている。
	(意見2) 真のIT人材を育成したいならば、脱Windowsをはっきり政府として打ち出すべき。	(1)真のIT人材を育成したいならば、脱Windowsをはっきり政府として打ち出すべき。	(意見2への考え方) 市場において選択されるべき問題である。
	(意見3) 高等学校教員に任期制と年俸制を導入すべき	(1)高等学校教員に任期制と年俸制を導入すべき。	(意見3への考え方) 重点計画には直接関係のない意見である。
	(意見4) 日本人として自信を持って生きることができるための教育が必要	(1)現在の教育方針を見直し、日本人として自信を持って生きることができるための教育を実施することが必要。	(意見4への考え方) 重点計画には直接関係のない意見である。
4.電子商取引等の促進			
規制の見直し	(意見1) 電子的手続の更なる推進や発行株式の小口化等の商法改正が必要	(1)発行株式の小口化等起業し易い環境整備が必要。 (2)商法上のプロセスについて、電子的手続の更なる推進を期待。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見1への考え方) 4.(3)イ)において、商法の抜本改正により多様な資金調達等をできるようにするとしているところであり、これ以外の事項についても必要に応じ検討する。
	(意見2) IT書面一括法において、受信者のパソコンへのダウンロードを要件としないよう要望。	(1)IT書面一括法において、書面の交付に代えて電子メールを利用した場合、受信者のパソコンへのダウンロードを要件としないよう要望。	(意見2への考え方) 原則として電子的な方法を従来の書面交付と同視しうするためにパソコンへのダウンロードが必要。 なお、旅行業法施行規則において一定の要件の下で携帯端末の利用を認めるなど、顧客保護の観点を踏まえつつ、必要に応じ省令で手当てする。
	(意見3) 金融先物取引法の証拠金の受領書の交付などの書面の電子化を希望。	(1)金融先物取引法で証拠金受領の都度必要とされている受領書の交付などの書面の電子化を希望。(東京金融先物取引所)	(意見3への考え方) 委託者の保護及び紛争防止のため、電子化は困難。
	(意見4) 貸金業法を改正し、ペーパーレス取引を可能とするよう要望。	(1)貸金業法を改正し、ペーパーレス取引を可能とするよう要望。(米国政府)	(意見4への考え方) 契約をめぐるトラブルが多発しているため電子化は困難。
	(意見5) ノーアクションレター制度の導入が必要	(1)ノーアクションレター制度の導入が必要。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社) (2)「行政機関による法令適用事前確認手続」の導入を歓迎。	(意見5への考え方) 4.(3)ウ)に記載のとおり、「行政機関による法令適用事前確認手続」(仮称)を導入する。
新たなルールの整備	(意見1) ECプラットフォーム事業者が悪質な加盟店事業者を排除できる	(1)ECプラットフォーム事業者が悪質な加盟店事業者を排除できるルールの明確化が必要。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ)	(意見1への考え方) 電子モール事業者と加盟店との契約に関する問題であり、企業間で解決すべき事項と史料。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	ルールの特化が必要 (意見2) ISP等の責任ルールの明確化に当たっての電気通信事業者の過度の負担の回避。	モ) (1)ISP等の責任ルールの明確化に当たって、電気通信事業者に過度の負担の無いよう配慮されたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見2への考え方) 法案の策定に当たっては、電気通信事業者から意見も十分に踏まえて検討を進めているところ。
	(意見3) ISPの責任の明確化について、重点計画でどのように実現されるか不明瞭	(1)ISPの責任を明確化し、第三者の権利や権益が侵された際にISPが迅速に対応できる内容にするよう総務省の法案内容を明確に記すべき。(米国政府)	(意見3への考え方) 重点計画では、目標達成のために重要な施策について、担当府省及びその実現の期限を明確化するもの。各施策の詳細については、個別の制度策定の際に、担当府省において明確化を図ることとしている。
	(意見4) ISPの責任ルールの明確化の早期立法化の要望	(1)立法化を早め、かつその内容が様々な関係者(国内外を問わず民間部門を含む)からの意見が適切に反映されたものとなるよう要望。(米国政府)	(意見4への考え方) 早期立法化を図るため、今通常国会への提出に向けて準備を進めているところ。 法案の策定に当たっては、昨年12月にとりまとめられた「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会」報告書への意見募集手続きをとるなど、様々な関係者から提出された意見を十分に踏まえて、検討を進めているところ。
	(意見5) ISPの責任ルールに対する提言	(1)法整備の際に、米国(DMCA)及び欧州(電子商取引指令)において創出されたモデルに着目されたい。(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)ジャパン・コミッティー) (2)ISPの提案モデル(詳細割愛)を参考にされたい。(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)ジャパン・コミッティー)	(意見5への考え方) 法案の策定に当たっては、米国DMCA・欧州電子商取引指令など諸外国の立法例を参考としながら、検討を進めているところ。
	(意見6) モバイルインターネットの課金システムの法制化	(1)NTTドコモのi-modeは課金徴収システムを一般に広く開放せず、独占状態にある。課金システムの自由化の法制化を望む。	(意見6への考え方) モバイルインターネットの発展は、電子商取引の促進に重要である。そのため、携帯電話上のサイトに関する新たなルールの導入を重点計画に盛り込んだところ。
	知的財産権の適正な保護及び利用	(意見1) 世界的ハーモナイズされたデジタル著作権の法制度の確立	(1)世界的ハーモナイズされたデジタル著作権の法制度の確立が急務。早急にデジタル著作権保護の枠組みを検討する必要がある。(社団法人電子情報技術産業協会)
(意見2) 著作権放棄の認可等に関する法改正		(1)著作権放棄の認可等著作権の即時改正もしくは周辺法の即時改正。	(意見2への考え方) 現在でも著作権者本人が明示すること等により著作権放棄は可能となっている。
(意見3) 著作物の保護期間(50年)の短縮		(1)著作物の保護期間(50年)の短縮。(社団法人電子情報通信学会)	(意見3への考え方) ベルヌ条約等の関係条約によって、50年以上の保護期間は国際的な秩序として確立されており、短縮は不

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見4) 音楽著作権管理代行会社との 公平な競争の実現	(1) 新規参入した音楽著作権管理代行会社との公平な競争が行われるよう法整備をされたい。	意見に対する考え方 適当と思料。 (意見4への考え方) 平成12年に著作権等管理事業法を制定し、著作権処理ビジネスへの参入の規制緩和を実施したところ。
	(意見5) 著作物の一時的複製に関する 法改正	(1) 著作権保有者に対し、その著作物の一時的複製の作成をコントロールする明確な権利付与がなされるよう法改正されたい。(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)ジャパン・コミッティー) (2) 日本の著作権法が、WIPO「一時的複製」を無許可で行うことを禁止している旨を明確化すべき。(米国政府)	(意見5への考え方) 一時的複製に関する明確な権利付与については、国際的にも議論はされたが、国際的なルールとしては採用されていない。我が国の著作権法は条約上の義務をみたしており、法改正は不要と考える。
	(意見6) 技術的保護手段の回避に関する 規定を明確化	(1) 法改正により、技術的保護手段の回避に関する規定を明確化されたい。(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)ジャパン・コミッティー)	(意見6への考え方) 平成11年の著作権法の改正により、技術的保護手段の回避については既に措置を行っている。
	(意見7) 著作物に対する損害の決定を 要請できるよう法改正	(1) 権利保有者が裁判所に対し、実際の損失の証明よりも、法定範囲に基づいて侵害されたそれぞれの著作物に対する損害の決定を要請できるよう法改正されたい。	(意見7への考え方) 平成12年の著作権法の改正により、実際の損失の証明によらず、裁判所が具体的事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入したところ。
	(意見8) 国際慣習への対応	(1) デジタル環境では、国際慣習に従って著作権法を改正し、個人的利用のための例外規定が適用されないことを明らかにすべきである。(米国政府)	(意見8への考え方) デジタル形式の著作物について個人的利用のための例外規定の適用を禁止することは、条約ルールとしても存在せず、国際慣習としても世界的に確立されているとはいいがたい。我が国の著作権法は、条約上の義務をみたしており、法改正は不要と考える。
	(意見9) 個々の施策についての内容を明 記すべき	(1) コンテンツ契約慣行・流通慣行及びソフトウェアライセンスに関する独禁法上の考え方について、その目的が明確でない。(米国政府) (2) ドメイン名利用の適正化について、何を以て適正というか、誰が適正かどうかを判断するかの指針がない。(米国政府) (3) 特許法の見直しについて、その目的が明確でない。(米国政府) (4) 著作権制度を充実させ、著作物の適正な利用を確保することについて、何が適正でそれを誰が決定するのかの説明がない。(米国政府)	(意見3への考え方) 重点計画は、目標達成のために重要な施策について、担当府省及びその実現の期限を明確化するもの。各施策の詳細については、個別の制度策定の際に、担当府省において明確化を図ることとしている。
消費者保護	(意見1) 個人情報保護のルール整備が 必要	(1) 政府は、個人データの使用に関する明確かつ包括的な規則を設けるべきである。(英国政府)	(意見1への考え方) 4.(3)ア)において、個人情報保護に関する制度整備を行うとしているところ。
	(意見2) 個人情報保護個別法等の整備 に当たっての電気通信事業者の 過度の負担の回避。	(1) 個人情報保護個別法等の整備に当たって、電気通信事業者に過度の負担を求めることの無いよう配慮されたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見2への考え方) 法案の策定に当たっては、電気通信事業者からの意見も十分に踏まえて検討を進めることとしている。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見3) 個人情報保護法制において、事業者による自主的規制への支援を行うべき。	(1) 電気通信分野における個人情報の保護個別法等の整備に当たっては、事業者によるプライバシー保護の自主的規制枠組みへの継続的支援を行うべき。	(意見3への考え方) 今後、制度策定の際には、可能な限り配慮する。
	(意見4) EC で売買される商品等について、マーク等の表記により、健全性を担保するルール整備が必要。	(1) EC で売買される商品等について、マーク等の表記により、健全性を担保するルール整備が必要。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	(意見4への考え方) 4.(3)イ)記載のとおり、民間団体等による自主的な対応が重要と思料。
その他	(意見1) 電子署名・認証事業者に対し、自由な活動が確保される方向での推進を期待。	(1) 電子署名・認証に関わる事業に取り組む民間企業に対し、原則として自由な活動が確保される方向での推進を期待。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見1への考え方) 電子署名及び認証業務に関する法律により、一定の基準を充たす認証業務に対して国が認定を行う任意的な認定制度を導入し、認証業務に関する信頼性の目安を消費者に提供することとしています。
	(意見2) 建築、建材業界のように中小企業主体の業界を対象に、行政が公正なeマーケットプレイスの構築をより直接的な手段で支援すべき。	(1) 建築、建材業界のように中小企業主体の業界を対象に、行政が公正なeマーケットプレイスの構築をより直接的な手段で支援すべき。	(意見2への考え方) 4.(3)ア)において、中小企業を対象としてIT共通基盤の整備を行うこととしているが、e-マーケットプレイスの構築については、民間の創意工夫に委ねられる事項と思料。
	(意見3) 「中小企業IT化推進計画(案)」について、2003年までの各年における具体的施策とその達成目標について明示すべき。	(1) 「中小企業IT化推進計画(案)」において、最終年度の目標はあるが、各年での具体的施策・目標が必ずしも明確ではない。そのため、2003年までの各年における具体的施策とその達成目標について明示すべき。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見3への考え方) 本計画はIT基本法に基づき、目標と達成期限を定めた上で、政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策について責任府省と措置期限を明確にし、誰が何をいつまでに行うべきかを具体的に定めている。
	(意見4) 中小企業に対するネットワーク形成のための具体的な普及策を盛り込むべき。	(1) 中小企業に対するネットワーク形成のための具体的な普及策を盛り込むべき。	(意見4への考え方) ご意見の趣旨も踏まえ以下のように修文する。  (修文) このため2003年度末までに、中小企業の規模や業種・業態の違いによるIT化の進展度合い等に応じて、きめ細やかな支援を行う。具体的には研修・セミナーの実施やアドバイザーの育成・派遣とともに、中小企業のネットワーク形成等に向け、標準的なソフトウェアやシステムの開発・普及など共通基盤の整備を図る。併せて多様な中小企業の経営に適したIT導入を円滑に進めるに際し、各種情報提供事業を充実させるとともに、中小企業に不足しがちな経営資源を補完するためのIT貸付等の支援を実施する。
	(意見5) 政府として、これまで以上のICカードの普及推進を希望。	(1) 政府として、これまで以上のICカードの普及推進を希望。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見5への考え方) 4.(3)イ)において、ICカードの利用環境の整備を行うこととしている。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見6) ICカードを利用した電子商取引の汎用的なシステムモデルの説明希望	(1) ICカードを利用した電子商取引の汎用的なシステムモデルを提示するという点について、詳細の説明がほしい。	(意見6への考え方) 関係府省において、実施予定の実証事業を踏まえ、2003年までに汎用システムモデルを提示する予定。
上記以外の事項	(意見1) 国民1人1人がインターネットで買い物をした方が得と思わない限り、電子商取引は発展しない。	(1) 国民1人1人がインターネットで買い物をした方が得と思わない限り、電子商取引は発展しない。	(意見1への考え方) 1.(3)において、民間が主導的な役割を担うとあるように、民間の創意工夫に委ねられる事項と史料。
	(意見2) アジア諸国のEMP市場を招き入れる構想が欲しい。	(1) アジア諸国のEMP市場を招き入れる構想が欲しい。	(意見2への考え方) 1.(4)において、民間が主導的な役割を担うとあるように、民間の創意工夫に委ねられる事項と史料。
	(意見3) 国が電子商取引市場をネット上に運営することが不可欠。	(1) 国が電子商取引市場をネット上に運営することが不可欠。	(意見3への考え方) 1.(5)において、民間が主導的な役割を担うとあるように、民間の創意工夫に委ねられる事項と史料。
	(意見4) 決済のIT化に関する自社のサービスを説明したい。	(1) 決済のIT化に関する自社のサービスを説明したい。	(意見4への考え方) 個別事項であり、重点計画では対応しない。
	(意見5) 金融先物取引に関するルール整備が必要	(1) 国内に拠点を持たない外国会社の取引所会員としての取引所取引参加を認めて欲しい。(東京金融先物取引所) (2) 投資家が直接海外取引所に発注をなす取引等に関する新たなルールを作るべき。(東京金融先物取引所)	(意見5への考え方) 従来型の規制当局の管轄権では、不公正の監視や監督の観点から問題が生じつつあると認識しており、今後当局においてどのように取り組むべきか議論していくこととする。
	(意見6) 政府は新たに出現するビジネスについて、原則として規制するべきでない。	(1) インターネット等を中心として今後多くの新たなビジネスが急速かつ広範囲に出現することが期待できるが、政府は公序良俗に反しない限り原則として規制しないようお願いしたい。	(意見11への考え方) 1.(3)において、民間が主導的な役割を担うものであり、政府は規制の見直し等を通じて、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行うとしているところ。
	(意見7) 電子マネーを国で作って欲しい。	(1) 電子マネーを国で作って欲しい。	(意見12への考え方) 1(3)において、民間が主導的な役割を担うとあるように、政府は、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行っているところ。
5. 行政の情報化及び公共分野の情報通信技術の活用の推進			
総論	(意見1) 行政・公共分野においても他分野と同様に推進すべき。	(1) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の促進も他の分野と同様に推進すべき。	(意見1への考え方) 「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」のとおり、重点計画の柱の一つとして掲げているところ。
行政の情報化	(意見1) 各府省間で整合的に推進・完了すべき。	(1) 行政の情報化施策は、今回の重点計画の実施により、各省庁統一に行い、かつ、確実に終了させるべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)	(意見1への考え方) 他の分野と同様、IT戦略本部を中心とした内閣のリーダーシップの下、本計画を確実に実施し、その達成状況を継続的に調査するなど各府省整合性を持って推進。
	(意見2)		(意見2への考え方)

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	行政情報化の推進に当たっては、行政の仕組みもニーズに合わせて変更して行くべき。	(1)「行政情報化」の意味は行政内部の仕組みをその時々国民のニーズに合わせて適宜変えていくことであり、また、変えていくインフラを整備することである。	行政の情報化を推進する施策の策定に当たっては、国民等の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するための措置を講ずることとしている。
	(意見3) 行政情報の電子的提供を行うに当たって、国民等のニーズに応じた情報の提供、提供情報の迅速な検索、提供情報のバリアフリー化、データベース化、意見やコメントの電子的送付の仕組みの確立等を推進すべき。	(1)行政機関が提供したい情報ではなく、国民が知りたいことを低コストかつ迅速に提供。 (2)公共機関のホームページの利用勝手を良くしてほしい。 (3)インターネット提供の際は、データベース化により検索を容易化。 (4)国民からのコメントや意見を投書できる仕組みが必要。 (その他同旨6件)	(意見3への考え方) 「5.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進(3)具体的施策 行政の情報化ア)国民、企業と行政との間の情報化a)行政情報の電子的提供」に明示されているように、行政情報の電子的に当たっては、社会的な有効活用に資する情報等の提供、行政情報の所在案内の充実、提供情報のわかりやすさの向上、国民等との間における双方向の情報流通の確保等を推進することとしている。
	(意見4) 「ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデル」を早急に策定すべき。また、現行の総合評価落札方式の見直し、競争契約参加資格制度の見直し、行政機関情報システム職員の育成、大規模システムの分割調達を進めるべき。	(1)「ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデル」については、早急に策定し、政府調達への速やかな導入・普及を図るべき。また、併せて現行の総合評価落札方式の見直し(最低落札価格・中小企業枠の設定を含む)、競争契約参加資格制度の見直し(「ソフトウェア開発」及び「情報処理」分野の適用除外)、行政機関情報システム職員の育成(外部アドバイザー制度の導入を含む)、大規模システムの一括調達は不公平であり、分割調達を進めるべき。(全国地域情報産業団体連合会、富士通ビー・エス・シー、その他)	(意見4への考え方) 「5.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進(3)具体的施策 行政の情報化ウ)その他d)システム開発に係る評価指標の策定・普及」に明示したとおり、2001年度中に「ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデル」を策定することとしている。また、競争の一層の促進を図る観点から、同モデルの活用などソフトウェアの特質を踏まえた調達の速やかな導入・普及に向けた検討を行うこととしているところ。さらに、「5.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進(3)具体的施策 行政の情報化イ)行政の事務・事業の情報化b)職員の情報リテラシーの向上と意識改革」に記載したとおり、職員の育成も重要であり、職員の情報リテラシーの向上と意識改革のための施策等を推進することとしている。なお、分割調達は、システム調達の適切な範囲・内容の設定の問題と考えている。
	(意見5) 国、地方公共団体の全機関が調達手続を電子化すべき。調達の標準システムを導入すべき。	(1)国と地方自治体の全機関が調達業務の標準化を行い、電子調達を導入すれば、その波及効果は極めて大きいと思われる。 (2)全公的機関の調達業務を全てネットワークを利用して行うことにし、標準システムを設計・開発すべき。その際、極端な安値入札等を回避するための工夫や得意分野を生かす為の工夫が必要である。そのためには、情報システムの専門家による非営利団体と各省庁のチームが協力して推進することが望ましい。 (3)入札を含む調達手続の電子化を図るべき。	(意見5への考え方) 「5.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進(3)具体的施策 行政の情報化ア)国民、企業と行政との間の情報化c)政府調達の電子化」に明示したとおり、国については電子入札・開札に計画的に取り組むこととしている。 また、地方公共団体の電子化に関しては、ご意見の趣旨も踏まえ、以下のとおり修文する。  (修文) 「5.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進(3)具体的施策 行政の情報化 国民、企業と行政との間の情報化e)地方公共団体の取組支援)」 市町村が独力で情報化施策を推進することができるよ

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
			う、2001 年度に情報収集・提供、助言、研修・啓発の推進等のサポート機能の充実を図る。また、地方公共団体が歳入・歳出手続、入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、検討を進める。
	(意見6) 各省庁が個別に発行している各種証明書をひとつのICカードに統合すべき。	(1) 新たな行政サービスのあり方についても模索していくべき。例として、現状各省庁が個別に発行している各種証明書等(健康保険証など)をひとつのICカードに統合するなど、利用者利便の増大及び行政サービスの効率化を推進すべき。(ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社) (2) 市町村行政に関わるIT施策については、各省庁間の調整を十分に行うとともに、政府全体としての関連施策の情報提供を一元的に行うこと。そのため、これらを所管する省庁の位置付けを明確にし、政府内の体制を整備すること。特にICカードについては、住基ネットワークとの関連を含め、複合的な用途での利用の具体的な実施方法など基本仕様を早期に明らかにすること。(全国市長会) (3) 複数の情報を相乗りさせることについて、「運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き」および「その可能性を検討した上で」となっているが、出来る限り相乗りさせることを前提とし、一人の持つICカードを出来るだけ少なくなるように、利用者の利便性向上に極力留意すべきである。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見6への考え方) 「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進(3) 具体的施策 行政の情報化ウ) その他c) ICカード」にも明示したとおり、ICカードについては、国民等の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き、各省庁横断的に複数の情報を相乗りさせることを関係府省が連携して検討した上で、2001年度のできる限り早い時期に基本スペックを策定することとしている。
	(意見7) 行政情報化の効果を明示するとともに、定期的にフォローアップすべき。	(1) 行政の情報化は費用対効果についても定量的に明示し、定期的にフォローアップすることが必要である。(通信機械工業会)	(意見7への考え方) 「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進(3) 具体的施策 行政の情報化ウ) その他e) 主要プロジェクトの所要経費や効果の明示と進捗状況の評価公表」に明示したとおり、概算要求・予算編成時に、所要経費や効果を明示するとともに、施策の進捗状況を毎年度評価することとしている。
	(意見8) 電子自治体の推進に当たっては、市町村に対し、国は、標準仕様等策定のみならず、特段の財政措置を講ずべき、IT施策のわかりやすい説明や検討等に際し、意見を聴取すべき、行政事務の電子化に当たっては、役割分担を含む事務処理そのものを見直しするべき、ITに対応するための人材の確保・育成等のための支援体制等の整備を促進すべきである。	(1) 市町村の財政負担については、地方財政が危機的な状況にあることを十分に考慮し、従来の地方交付税措置だけでなく、国庫補助金や地方債等を含め特段の財政措置を講ずること。(全国市長会) (2) 「電子政府」、「電子自治体」等の国が推進する施策の具体的内容や、これに伴う現実面での変化、メリットを一般国民や市町村に対し、さらに分かりやすく説明し、十分な理解を得るよう努めること。(全国市長会) (3) 行政事務の電子化に当たっては、これを効果的に運用するうえからも、国・都道府県・市町村の役割分担を含む事務処理そのものを見直しを行い、事務の簡素効率化・高度化を図ること。	(意見8への考え方) 電子自治体の推進に当たっては、IT基本法に規定されているとおり、国と地方公共団体の適切な役割分担の下、連携して進めるべきものであると考えている。 また、ご意見の趣旨も踏まえ、以下のとおり修文する。  (修文) 「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進(3) 具体的施策 行政の情報化 国民、企業と行政との間の情報化e) 地方公共団体の取組支援)」 市町村が独力で情報化施策を推進することができるよう、2001 年度に情報収集・提供、助言、研修・啓発の推

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		<p>(4) IT化に対応するための人材の確保・育成や技術面の情報提供等、広範な分野での市町村の体制整備への支援を充実すること。特に都道府県における支援体制の整備を促進すること。また、IT施策に関する情報交流や共同開発等市町村間の連携協力を促進、支援すること。</p> <p>(その他同旨4件)</p>	<p>意見に対する考え方</p> <p>進等のサポート機能の充実を図る。また、地方公共団体が歳入・歳出手続、入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、検討を進める。</p>
	<p>(意見9) 行政情報の共有化を行うべき。</p>	<p>(1) 地方公共団体等においては、効率化、メンテナンスコスト、災害時対応等の観点から、住民データや道路データの共有化を図るべき。(社団法人電子情報技術産業協会)</p>	<p>(意見9への考え方)</p> <p>「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進(3) 具体的施策 行政の情報化イ) 柱書及び a) ペーパーレス化」に明示したとおり、国と地方公共団体を通ずる総合的・広域的ネットワークの構築や情報共有・活用に向けた業務運営の見直し、共有化可能情報のデータベース化を進めるが、個別具体的な事項については、個人情報保護等の観点から必要な検討を行うことも重要と考えている。</p>
	<p>(意見10) 住所変更等に関する行政の一括受理システムを構築すべき。</p>	<p>(1) 住所変更、身分関係の変更について、同じ内容について何度も電子届出を行うのではなく、1か所に送信すればいいようにすべき。(社団法人電子情報技術産業協会)</p>	<p>(意見10への考え方)</p> <p>「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進(3) 具体的施策 行政の情報化ア) 国民、企業と行政との間の情報化 b) 申請・届出等手続の電子化 iv)」に明示したとおり、総合窓口システムにおいて、2003年度までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とするとしているが、特定の行政情報について1回の変更情報の送信で修正することは、個人情報保護等の観点から必要な検討を行うことも重要と考えている。</p>
公共分野	<p>(意見1) 電子カルテについて個人情報保護の法律が必要。</p>	<p>(1) 米国では2000年12月に電子カルテの取扱いに関する規則が定められたが、日本においても、電子カルテについて個人情報保護に関する法律が必要である。(社団法人電子情報技術産業協会)</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>電子カルテにおいて個人情報をどのように保護するかは重要な課題と考えている。電子カルテ推進の観点から、今後も様々な検討を行っていくこととなるが、個人情報の保護も検討課題の一つと思料。</p>
	<p>(意見2) 医療情報の電子化を図るべき。</p>	<p>(1) 検査データ等各種医療情報に関する情報の電子化及び共有化を推進すべき。</p>	<p>(意見2への考え方)</p> <p>医療分野の情報化の推進については、重点計画において、グランドデザインの作成等に取り組むこととしているところ。</p>
	<p>(意見3) GISの早急な整備を望む。</p>	<p>(1) GISの整備が早急に望まれる。</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>関係省庁が連携しながらGISの推進に取り組んでいるところであり、重点計画においても、具体的な目標年次を定めて地理情報の電子化・提供及び技術的課題の解決を進めることとしている。</p>
	<p>(意見4) 公共交通機関のIT活用の推進を望む。</p>	<p>(1) バスの位置情報等がパソコン等でわかるように公共交通機関のITの活用を進めてもらいたい。</p>	<p>(意見2への考え方)</p> <p>各交通事業者が経営状況を勘案しながら、引き続き交通事業のIT化を推進していくものと考えられることから、今回の国の重点計画では特段取り上げてはいない。</p>
	<p>(意見5)</p>		<p>(意見3への考え方)</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	重要科学技術プロジェクトへの日本語訳データベースの整備を望む。	(1) ヒトゲノム計画等重要な科学技術プロジェクトについて日本語訳のデータベースがないが、英語等の言語では情報を正確に理解することが困難であり、日本語訳が必要。	ITの推進に当たっては、コミュニケーション言語の習得が重要である。このため、重点計画において、IT化に伴い一層重要となってくる外国語教育について推進することとしているところ。
<b>6. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保</b>			
全体	(意見1) 情報セキュリティに関する制度、特に犯罪捜査に関して、事業者にも過度の負担を強いることのない制度作りを期待する。	(1) 情報セキュリティに係る制度、特に犯罪捜査に関しては、通信の秘密保護とプライバシー保護を最大限尊重することが明確にされるとともに、捜査の過程で事業者にも過度の負担を強いることのない制度作りを期待したい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見1への考え方) 情報の自由な流通と民間の自由な活動の確保、通信の秘密やプライバシー保護の重要性はもとより十分に認識しており、全体の方向性を記述する(1)においても「情報の自由な流通と民間の自由な活動を大前提としつつ、情報通信に関する安全性及び信頼性の確保とプライバシーの保護に万全を期する。」と書かれているとおり。このため、各個別施策においても、こうした点を十分に踏まえて、産業界を含む関係の方々のご意見を十分に考慮しながら適切に実施されるものと考えており、過度な負担の回避、通信の秘密とプライバシー保護等についても適切な配慮がなされるものと考えている。
	(意見2) 戦略性に富む画期的な計画を期待する。	(1) 重点計画の内容はというと、各府省で既に計画が進んでいるものの後追い承認がほとんどで、新規制にも戦略性にも欠けている用に見受けられる。戦略性に富む画期的な計画を期待する。	(意見2への考え方) 「我が国の高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を世界最先端のIT国家にふさわしいものにする」ことを戦略的な目標に掲げており、各省庁では、この戦略目標の達成に向け諸施策を迅速かつ重点的に実施することとなっている。本文では、既に計画が進んでいる施策に新たな施策を加え、それらをパッケージとして提示している。各施策については、期限と責任主体を明確にしているところである。
情報セキュリティに係る制度・基盤の整備	(意見1) 刑事基本法制の整備について、通信の秘密・プライバシーの保護を最大限尊重すべき。	(1) ハイテク犯罪捜査において通信の秘密、プライバシーの保護を最大限尊重すべきであり、本文2行目「捜査手続きについて、」の後に、「通信の秘密・プライバシーの保護を最大限尊重するとともに」を挿入願いたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見1への考え方) ハイテク犯罪に関する捜査手続きの整備に際し、通信の秘密やプライバシーの保護について適切な配慮が必要であることは当然であるが、ハイテク犯罪対策については、欧州評議会やG8において我が国も関与して検討作業が進められているところであり、ネットワーク犯罪の国際的な性質等を考慮すると整備すべき捜査手続きと通信の秘密やプライバシーの保護の適切なバランスについては、このような国際的な動向にも十分に留意しながら検討を進める必要があると考えている。
	(意見2) 移動体通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直しでは、事業者負担を考慮して提案、採択すべき。	(1) 移動体通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直しでは、制度改正等に伴う事業者側の負担は、事業者の事業経営に大きく影響するところであるため、事業社内における収支見通しと設備融資のバランスを十分に検討できるだけの期間や、税制上の優遇措置等を十分に検討した上での制度整備の提案・採択をするべきである。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	(意見2への考え方) 次世代移動通信ネットワークの安全・信頼性対策は事業者の実態を十分踏まえつつ検討を行う予定であり、必要に応じ所要の制度整備を図って参りたいと考えている。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	<p>(意見3) ソフトウェアの脆弱性に対する法整備が必要</p>	<p>(1)ソフトウェアの欠陥が生じてしまうのは仕方がないとしても、少なくとも、欠陥が発覚した際に、適切な責任を負わせるべきであり、自動車や家電製品でしばしば行われる「リコール」の制度に相当するような、法整備がなされるべき。</p>	<p>(意見3への考え方) アプリケーションの脆弱性に関する責任については、基本的にはマーケットメカニズムの中で、民間間の賠償責任の問題として解決されるべきであると考えます。 また、アプリケーションの脆弱性については、ISO/IEC15408 を活用した評価・認証制度の導入などによりこれを減少させることが可能と考えられる。政府としては、重点計画にあるとおり、本年4月から本制度を導入することとしており、今後本制度の普及・啓発に努める。 なお、現在不正アクセス禁止法第5条において、アクセス管理者の努力目標として、不正アクセスを防護するために必要な措置を講ずることとする。</p>
	<p>(意見4) 不正アクセス禁止法を撤廃すべき(不正アクセス・不正使用はそれを実行した側でなく、された側を罰すべき)</p>	<p>(1)不正アクセスは新しい穴を発見することにつながり、不正アクセスの規制はこういったセキュリティの専門家の育成を阻むことになる。現行の法律を変えるべき。 (2)ハッキングされるようなサーバを作る(管理する)ほうが悪く、ハッキングが出来れば予防策も分かるので、もっとハッキングを推進すべきであり、不正アクセス禁止法は撤廃すべき。</p>	<p>(意見4への考え方) 御意見の趣旨が必ずしも明確ではないが、不正アクセス禁止法は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、高度情報通信社会の健全な発展に寄与しようというもの。専門家を育成するためには、犯罪の防止や秩序の維持が必要ないということではなく、犯罪の防止や秩序の維持を図るためにも、種々の方法により人材育成を行っていく必要があると考える。</p>
	<p>(意見5) スパムメールは問題であり、法整備が必要</p>	<p>(1)インターネットにおけるDM(ダイレクトメール)としてSPAMメール(迷惑メール)というものが、大変な問題であると同時に法整備も必要。</p>	<p>(意見5への考え方) スパムメール対策には、メールアドレス等の個人情報の保護、メールサーバのセキュリティ対策の強化、情報セキュリティ対策に係る相談業務等の充実等といった本重点計画案における諸施策を通じて取り組むこととしている。</p>
	<p>(意見6) 電磁波からの情報漏えいについて具体策の議論を期待</p>	<p>(1)電磁波からの情報漏えい対策について。実行段階でのセキュリティ対策のプログラムの具体策の議論を期待する。</p>	<p>(意見6への考え方) 電磁波による情報漏洩の対策は、情報セキュリティ対策の一つとして必要であると認識しており、平成12年12月27日、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)の改正を行い、対策の項目として追加している。 このほか、情報通信の漏えい・妨害対策には光ファイバーの利用などの効果的な対策も可能と考えられることから、御意見の趣旨も踏まえ、(1)現状と課題の最終段落について、以下のように修文する。 (修文) ・・・情報システムのバックアップ体制や高度なセキュリティが求められる施設には、光ファイバーを用いるなどの十分な配慮が必要である。</p>
	<p>(意見7)</p>		<p>(意見7への考え方)</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	<p>プロバイダがユーザに対しルータの設置を禁じることを禁じる法律の整備</p>	<p>(1) プロバイダが合併した際に、合併前はルータの設置が可能であったのに、合併後、ルータの設置が認められなくなった。セキュリティの観点からこうしたルータの設置を禁じることを禁じる法律を作るべき。</p>	<p>御意見はプロバイダ側の利用条件の変更等情報セキュリティ以外の当事者間の契約上の問題による面も大きいと考えられる。</p> <p>他方、インターネットに係る犯罪を適切に処罰し、抑止するための法整備についての必要性は認識しており、その趣旨を明確にするために、ア) 刑事基本法制の整備 ) について、以下のように修文する。</p> <p>(修文)</p> <p>2005 年までに、各種のハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、適正な処罰を確保するため必要に応じた法整備を行う。</p>
<p>政府部内における情報セキュリティ対策</p>	<p>(意見1) 電子政府・自治体における情報の保護についてはサイバーテロ対策だけでなく、機器の物理的保護も実施すべき。国が地方自治体に保護方針を示すべき。</p>	<p>(1) 電子政府・電子自治体構築時における情報の保護については、サイバーテロ対策だけでなく、機器の物理的保護も必要。国として自治体に示す指針の中に、サーバを守る(保守管理)方針も示すべき。</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>本「重点計画」案においても災害時における情報システムのバックアップ体制などに十分配慮すべきことを盛り込んでいたほか、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成12年7月)において、物理的セキュリティ対策についても具体的な項目を定めることとなっている。また、地方公共団体に対しては、同ガイドライン等を踏まえた「地方公共団体のためのセキュリティ対策基準」を今年度中に提示し、セキュリティポリシーを策定するよう要請することとしている。今後、同ガイドラインについては2003年度までに運用、評価、見直しをする予定としている。</p>
<p>民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発</p>	<p>(意見1) 産業界との連携のための基本方針策定に関する記述の中に「産業界の意向を十分反映した」の追記等されたい。</p>	<p>(1) 産業界との連携のための基本方針の策定に当たっては、産業界の意向を十分に踏まえてもらいたく、本文2行目「開催し、」の後に「産業界の意向を十分反映した」を追加、本文後段「とともに、全都道府県警察に」以降は削除願いたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>(意見1への考え方)</p> <p>ハイテク犯罪対策の推進に当たり、産業界との連携が重要であることはもとより十分認識しており、基本方針に産業界の意向が十分に反映されることについては「産業界からの参加者を含む会議」とすることで適切に配慮がなされているものと考えている。</p> <p>プロバイダ等の民間事業者等との情報交換については、事業規模や事業展開の状況がさまざまであることから、全国レベルでの連携だけでは必ずしも十分ではなく、都道府県レベルでの連携もまた重要であると考えている。</p> <p>既に大多数の都道府県警察では、当該地域の事業者等と連携を行っており、例えば、先般より発生している海外からの日本企業のサーバに対する攻撃への対応等についても効果を上げていているところ、今後とも適切かつ効率的な情報交換を行ってまいりたいと考えている。</p>
	<p>(意見2) プロバイダのセキュリティを高めて欲しい。</p>	<p>(1) もっとプロバイダのセキュリティ(IDやメールの盗聴などの防止)を高めて欲しい。ケーブルテレビなど24時間つながりっぱなしになると、個人情報漏れやすくなる。この点を改善して欲しい。</p>	<p>(意見2への考え方)</p> <p>プロバイダを含む情報通信ネットワークの情報セキュリティ対策が進展するよう、ハッカー対策、コンピュータウィルス対策、セキュリティポリシー策定、危機管理計画策定等の対策項目を「情報通信ネットワーク安全・</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	(意見3) セキュリティのわかりやすい解説が必要	(1)セキュリティのことをきちんと教えてくれる信頼できる所がない。インターネット上ですべてのことに関して次のステップに行くためには、英語圏の情報に頼らなくてはならないこと。プロのレベルではなく、初心者レベルのことは、せめても日本語で分かりやすく解説していただくことを望む。	信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)に追加する改正を行い、電気通信事業者等に示している。また、不正アクセス禁止法第5条において、プロバイダに代表されるアクセス管理者に対し特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずること等の努力義務を課している。  (意見3への考え方) 重点計画では、「民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発」の項目において、情報セキュリティ対策に係る相談業務や情報交換・発信について機能の充実を行うこととしており、政府としても御意見のようなニーズに応えるべく諸施策に取り組んでいきたいと考えている。
重要インフラのサイバーテロ対策	(意見1) 警察における緊急対処体制の整備において、通信の秘密・プライバシー保護、産業界への過度な負担への配慮等を十分反映されたい。	(1)警察における緊急対処体制の整備においては、通信の秘密・プライバシー保護、産業界への過度な負担への配慮等の反映が必要で、本文2行目「及びサイバー攻撃の発生を認知するためのリアルタイム検知ネットワークシステムの構築」部分を削除願いたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見1への考え方) リアルタイム検知ネットワークシステムの構築は、通信の秘密・プライバシー保護や産業界への過度な負担の回避の重要性を踏まえ、対象となるシステムの管理者等との合意の下、現行法の枠内で実施するものであり、機動的技術部隊のその他の活動についても、同様に現行法の枠内で実施することとなりますので、御懸念には及ばないものと考えている。 また、今後の新たな取組みについては、御指摘のG8ハイテク犯罪対策官民合同ハイレベル会合等の議論を十分踏まえた上で新たな枠組みを構築するなど適正な活動を行ってまいりたいと考えている。
情報セキュリティに係る人材育成	(意見1) 企業評価が向上するような指標に位置つけられる資格制度が望まれる。  (意見2) 同種の資格制度に関する調整を望む。	(1)インターネットのアクセス経路で未だに大手町を通る物が多いが、大手町が破壊されればインターネットは分断されるので、集中しないで分散させるべき。  (1)情報セキュリティに関する資格制度の整備では、結果として企業としての評価が向上するような指標に位置つけられる資格制度であることが望まれる。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)  (1)電気通信主任技術者試験への情報セキュリティに関する科目の追加と、情報処理技術者試験への情報セキュリティアドミニストレーター試験の追加があげられているが、同種資格が複数存在することによる混乱や各々の資格制度自体の形骸化を招かないよう、政府や各省庁間での調整を望む。(株式会	(意見2への考え方) 重点計画案においては、災害時等における情報システムのバックアップ体制などにも十分配慮することが必要であることが掲げられている。  (意見1への考え方) 御意見の趣旨が必ずしも明確ではないが、企業としての情報セキュリティ対策の一般への認知については、例えば、情報セキュリティに係る資格者の配置等に関する事項を含む法令・国際標準等への準拠や、企業の情報セキュリティポリシーなどにおいて資格者の配置等を定め、企業のセキュリティ対策に関するPRを実施することなどでも可能と考える。 なお、本制度の広報については、担当省において広く行って行く予定。  (意見2への考え方) 電気通信主任技術者は、電気通信事業法に基づき電気通信事業者が置かなければならない資格者であり、今般の施策については、本試験に情報セキュリティに関する試験科目を追加し、電気通信主任技術者の情報セキュリティに関する知識、技能の向上を図ること

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
		社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	<p>が目的である。</p> <p>また、情報処理技術者試験は、情報処理技術者の評価に関し客観的な尺度を提供すること等を目的とする能力認定試験であり、今般の施策については、情報処理技術者に新たに情報セキュリティアドミニストレーターの類型を追加するものである。</p> <p>このように、両者の制度は目的、必要性を異にしているものであると考えている。</p>
情報セキュリティに係る国際連携の強化	(意見1) ハイテク犯罪に関する国際連携において、通信の秘密・プライバシー保護、産業界への過度な負担への配慮等を十分反映されたい。	(1) G8ハイテク犯罪対策官民合同ハイレベル会合における議論に、産業界の意向を十分に反映させることが必要であり、本文2行目「行うとともに、」の後に「産業界の意向を十分反映した」を追加願いたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見1への考え方) ハイテク犯罪対策に関する迅速な捜査協力のためのルール作りにおいて、産業界の意向が重要であることは十分認識されており、このことは、昨年のパリ会合、ベルリン会合と同様、当該会合が官民合同会合として開催されることから適切に配慮されるものと考えている。しかしながら、官民の協議は、犯罪の捜査等により達成される諸価値と産業界等民間部門の諸々の意向との調和を図るために実施されるものであり、また、政府間協議もこれを踏まえて実施されるものであり、あえて御指摘のような文言を入れる必要はないものと考えている。
	(意見2) 24時間接触ポイントについて、産業界を含まないことを明確にされたい。	(1) 24時間接触ポイントについては産業界を含んだものではないことを明記する観点から、本文2行目「有効活用等」の「等」を削除願いたい。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	(意見2への考え方) ここで挙げた施策は、タイトルのとおり、各国警察機関がより連携を密にするための各種施策の例示であり、御懸念には及ばないものと考えておられる。
7. 横断的課題			
(1) 研究開発の推進	(意見1) ナノテクノロジーの研究開発が必要。	(1) 国はナノテクノロジーに投資すべき。	(意見1への考え方) ナノテクノロジーについては、科学技術総合戦略において情報通信に新しいデバイス等を提供するものと位置づけられており、本計画の実施に必要なものについては推進していく。
	(意見2) パソコン操作性を向上すべき。	(1) 初心者でも扱いやすいパソコンや手間のかからないアドレス入力方法を開発すべき。 (2) 誰でも容易に扱えるコンピュータを開発すべき。 誰にでも容易にプログラムを作成できる開発言語を整備すべき。	(意見2への考え方) 「7横断的な課題(1)研究開発の推進 IT21の推進」に明示されているように、「人に優しいマン・マシン・インターフェース」の実現に資するソフトウェア技術の開発等を推進していく。
	(意見3) 総合科学技術会議との連携が必要。	(1) ハードウェア部分は日本が得意な分野であり、その分野については、総合科学技術会議との役割分担、責任分担を明確にし、IT本部と総合科学技術会議が一体となって、国家戦略を進めるという体制を早急に構築する必要がある。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見3への考え方) 「7横断的な課題(1)研究開発の推進 基本的考え方」に明示されているように、IT戦略本部と総合科学技術会議との連携の下で研究開発を推進していく。また、ご意見の趣旨も踏まえ、「7(1) 基本的考え方」に以下の記述を追加。 「また、今後の市場拡大が期待される情報家電や情報

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
			端末についてのハード及びソフトの開発や標準獲得を戦略的に行うことが必要である。」
	(意見4) 基礎技術の研究開発への注力が必要。	(1) デバイス開発等基礎技術の開発研究に対する国家的な支援が必要。(社団法人電子情報技術産業協会) (2) 国家的視点での研究開発体制の確立が必要である。	(意見4への考え方) 「7横断的な課題(1)研究開発の推進 IT21の推進」に明示されているように、計算処理能力を飛躍的に向上させるデバイス技術の研究開発等を推進していく。
	(意見5) 研究成果を整理・公表すべき。	(1) 国の試験機関、国立大学の研究成果はテーマ別に整理しインターネットに公表すべき。	(意見5への考え方) 「7横断的な課題(1)研究開発の推進 研究開発の推進方策」に明示されているように、今後研究開発システムの改革を進めていくこととしており、その一環として、必要に応じて検討していく。
(2) デジタル・ディバイドの是正	(意見1) 地理的情報格差の是正について、公共サービスの充実より自宅における速いインターネット環境が重要。	(1) 条件不利地域の住民が切望しているのは、公共サービスの充実より、自宅における、より安く、より速いインターネット環境である。	(意見1への考え方) 「2世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成(3)具体的施策ウ」高速インターネットの地理的格差の是正」に対する対応参照。
	(意見2) 情報アクセシビリティの向上。	(1) ハード・ソフトのバリアフリー化、公共施設や公的給付を通じた障害者用機器整備、災害等緊急時の多元的情報発信等障害者の情報アクセシビリティ向上のための施策を積極的に推進すべき。(日本障害者協議会)	(意見2への考え方) 身体的な条件により、情報通信技術の利用機械及び活用能力の格差が生じないよう、情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器、システム等の開発を推進していく。
	(意見3) 調査研究に障害者を参画させるべき。	(1) 各府省が行うバリアフリー機器等の調査研究には、当事者たる障害者を参画させるべき。(日本障害者協議会)	(意見3への考え方) 障害者のための情報通信関連機器・システム開発に当たって当事者の意見を聞くことは重要と各府省とも認識している。
	(意見4) 電子化による投票方法のバリアフリー化を推進すべき。	(1) 投票方法の複合化、バリアフリー化を進めるべき。(日本障害者協議会)	(意見4への考え方) 投票方法のバリアフリー化は重要な課題と認識している。
	(意見5) 情報バリアフリー施策の総合的・長期的検討体制の構築が必要。	(1) 情報バリアフリー施策について、各府省の枠を超え、かつ単年度の枠を超えた総合的・長期的検討体制を構築すべき。(日本障害者協議会)	(意見5への考え方) IT戦略本部は単年度で終わるものではなく、今後とも高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けて取り組んでいくこととしており、検討に当たっては、パブリックコメントの募集などを通じて幅広く意見を募っていく。
(3) 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応	(意見1) 雇用問題等の影の部分の問題について、対策を講ずること。	(1) IT戦略の推進に伴って生ずる雇用問題等の影の部分の問題について、国として総合的な対策を講ずること。(全国市長会)	(意見1への考え方) ご意見の趣旨も踏まえ、以下のとおり修文する。  (修文) 7.(3) 雇用問題への対応 IT革命の雇用面に与える影響としては、・・・プラス効果も期待される。このため、IT関連も含めたベンチャー企業の創出・育成につき、資金調達及び人材確保を円滑化するための施策や、技術力を持ったベンチャー企業を創出するための施策を総合的に推進し、IT関連の良好な雇用機会の確保を図ることが必要である。さ

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
			<p>らに、IT革命の進展に伴い、職業能力に関するミスマッチの発生が懸念されることから、・・・雇用問題に的確かつ積極的に対応する。</p> <p>7.(3)ア) IT化に対応した先導的な教育訓練コース・システムの開発  <u>高度な情報通信技術者やITを活用した新たな事業展開に対応できる人材育成に資する先導的・体系的な教育訓練コースや、公共職業能力開発施設間を結ぶ仮想ネットワークによる実地体験型等の新たな訓練システムを開発する。</u></p>
	(意見2) SOHO、テレワークに対する支援が必要。	(1) SOHO自営業者に対する助成・支援の充実が必要。 (2) テレワークの企業側のメリットを作るには、税制面での優遇措置しかない。 (3) テレワークは労働環境の改善、新たな雇用機会の創出、環境保全などの観点から重点的に進める必要あり。(社団法人電子情報技術産業協会)	(意見2への考え方) 「7.横断的な課題(3)社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応 雇用問題への対応」において、必要と考えられる施策を掲げているところ。SOHO、テレワークに対する支援が必要かどうかについては、これらの施策を推進した上で、重点計画の見直しの際に検討していきたい。
	(意見3) 労働市場のミスマッチ対策が重要。	(1) IT革命進展による雇用喪失(リストラ)に対する問題認識を高めるとともに、「労働市場のミスマッチ」対策が重要。具体的には、雇用の流動化対策や失業対策などの社会的セーフティネットの整備についての早急な対処が不可欠。(NTT労働組合)	(意見3への考え方) 「7.横断的な課題(3)社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応 雇用問題への対応イ」雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進」に明示されているように、「IT関連分野等における雇用機会の創出を支援するための施策を講ずる。また、それらの分野への円滑な労働移動を促進するため、事業主による在職中からの計画的な再就職援助等を行うこととし、このため、関係法令の改正案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う」こととしているところ。
(4) 国際的な協調及び貢献の推進	(意見1) 新たな国際協力メカニズムの必要性。	(1) ネットワーク・インフラの提供とIT事業支援のための具体的国際協力メカニズムとして、「アジア・ネットワーク&インキュベーション・センター」(ANIC)の設立を提案(太平洋経済協力会議(PECC)日本委員会)	(意見1への考え方) 政府は、昨年7月に今後5年間で総額\$150億の包括協力案を発表し、現在その内容について、政府部内で協議しつつ、各国との間で進めつつあるところ。ご指摘のような組織の設立については、今後、各国との協力の進展状況を見据えつつ、必要に応じて検討していきたい。
資料編			
資料編	(意見1) ベンチマークの客観性	(1) 発展させる数値目標のベースとなるベンチマークの客観性を再吟味していただきたい。)インターネット普及率を単にISPへの登録者数だけでカウントすると、国民のインターネット使用率が正しく反映されないのではないか?自動車や不動産の購入と書籍やチケットの購入を取引額という視点だけで合計するとBtoC実態がボケてしまうのではないか?)	(意見1への考え方) ベンチマークについても、毎年春と秋に実施する施策の推進状況調査の際に、より適した調査データの有無の検討も含め、見直しを行うこととしている。

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
その他			
	<p>(意見1) インパクを中止すべき。</p>	<p>(1) インパクは恥さらし。閉じた空間にインターネットは不向き。検索も読み上げソフトも利かないことは、ハンディキャップユーザーがインターネットで表現することに大きな妨げとなっている。 (2) インパクは失敗であり、即刻中止すべき。 (3) インパクなどという無駄なことはやらずに、どうしたら高速ネットワーク普及するか考えるべき。 (4) インパクを即刻中止すべき。</p>	<p>(意見1への考え方) インパクは、インターネットの普及・利用の促進、多様なコンテンツの蓄積等を目的として実施されている。 平成12年12月31日の開幕以来、各パビリオンにおいてコンテンツの充実が図られているとともに、自由参加パビリオンの参加数も逐次増えている。 また、インパク体験キャラバンを通じ、様々な方々にインパクを体験していただいております、これまでインターネットに触れたことのない方々がインターネットを利用するきっかけにもなっていると考える。 いずれにせよ、インパクは1年間にわたって開催されるものである。開催期間を通じ、国民の皆様がインパクに参加していただき、様々な意見、情報をいただくことによって、逐次コンテンツの蓄積・改善等が図られていくと考える。今後とも、引き続きインパクをご覧いただきたいと考える。 なお、検索や読み上げソフトの件については、どのようなものを利用されているかわからないが、一般的な話とすれば、検索エンジンや読み上げソフトは利用可能である。</p>
	<p>(意見2) 資料はテキストで掲載すべき。</p>	<p>(1) WEBページはほとんどの資料がテキストで十分であるのに、全てPDFにしており、アクセスに時間がかかり、その上内容もない。 (2) PDFにする必要なし。テキストで十分。</p>	<p>(意見2への考え方) 脚注等の含まれた文書をテキストとして公開するのに時間を要するため、まず作成の容易なPDF形式を用いて掲載しているところ。なお、IT戦略本部のホームページでは、会合資料を現在本部開催とほぼ同時にPDFで公開した後、テキスト形式でも公開するようにしている。</p>
	<p>(意見3) パソコンの日本語入力方法について考えることが必要。</p>	<p>(1) パソコンの日本語入力方法について考える必要あり。 (2) NICOLAをJIS化し、学校教育等への普及を図るべき。</p>	<p>(意見3への考え方) 「7. 横断的な課題(1) 研究開発の推進 重点分野」に明示されているように、今後政府としても、ヒューマンインターフェース技術等の基盤技術の開発に重点を置いていく。</p>
	<p>(意見4) IT 機器等製造産業を支援すべき。</p>	<p>(1) IT機器等製造産業を支えるために、何らかのインセンティブ(税制軽減措置等)や、製造設備の経済実態に合った償却年数への見直し又は、有税償却とならない増加償却の特例措置などを時限措置でも構わないので検討すべき。(社団法人電子情報技術産業協会)</p>	<p>(意見4への考え方) 7(1)にある通り、製造技術とITの融合技術等に関する研究開発を進めることが重要であると考えている。 なお、ご指摘の税制措置については、既に各種措置が導入されている。</p>
	<p>(意見5) 競争参加者資格公示への意見。(大企業と小企業は同等にすべき。ソフトウェアは適用除外)</p>	<p>(1) 競争参加者資格公示で小企業と大企業は同等にすべき (2) 競争参加者資格公示にはソフトウェアは適用除外にすべき</p>	<p>(意見5への考え方) 重点計画には直接関係のない意見である。なお、ソフトウェアについては、上記「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 行政の情報</p>

該当分野	論点	主な意見	意見に対する考え方
	にすべき)	(3) 競争参加者資格公示にはソフトウェアは適用除外にすべき	化」(意見4への考え方)参照。
	(意見6) 政府におけるソフトウェアの適正利用及び監査、ソフトとハードの分割調達等に関する規範を策定すべき。	(1) 民間におけるソフトウェアの適正利用の模範として、政府機関におけるソフトウェアの適正利用及び監査、ソフトとハードの分割調達等に関する規範を策定すべき。(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)ジャパン・コミッティー) (2) 民間におけるソフトウェアの適正利用の模範として、政府機関におけるソフトウェアの適正利用及び監査、ソフトとハードの分割調達等に関する規範を策定すべき。(米国政府)	(意見6への考え方) 政府機関においては、ソフトウェアの不正利用はないものと考えているが、今後とも適正な利用を図ってまいり所存。なお、分割調達は、システム調達の適切な範囲・内容の設定の問題。
	(意見7) 行政府だけでなく立法府、司法府の情報の電子化も重点計画に含めるべき。	(1) 行政府のみならず立法府および司法府の情報の電子化も重点計画に包含することが必要。(通信機械工業会) (2) 行政だけでなく、内閣・議員提出法案・国会議事録(立法)、判決文(司法)、有価証券報告書(証券取引所)、例規集・条例案・議会議事録(自治体)等もインターネット提供すべき。	(意見7への考え方) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第35条に定められているように、重点計画は、「政府が迅速克重的に実施すべき施策」について定めるものとされている。
	(意見8) 地域における情報産業振興、地域産業の情報化への地方公共団体の取組を支援すべき。	(1) 地域における情報産業の振興や地域産業の情報化について、地方公共団体の取組を支援。(全国市長会)	(意見8への考え方) 地方公共団体による地域産業情報化の支援については、国と地方公共団体の各々適切な役割分担の下で進めていくことが重要と認識している。
	(意見9) パブコメ後も意見を言える仕組みが必要。	(1) パブコメ後も意見を言える仕組みが必要。	(意見9への考え方) 様々な国民の意見を十分聴取することは重要と考えており、今後本計画の見直し等に当たって、広く国民の意見を反映していく。
	(意見10) パブリック・コメントの期間が短く、周知も足りない。	(1) パブリックコメントの募集期間が短すぎる。 (2) 宣伝が足りない。 (3) 意見募集をするならもっと大々的に行うべき。 (4) 本当に民意を聞く気があるのか疑問。 (その他同旨22件)	(意見10への考え方) パブリックコメントの実施については、官邸ホームページに掲載するとともに報道発表も行う等広く周知しているところ。
	(意見11) 利害関係者にはパブリックコメントの時期についてメールで連絡すべき。	(1) 利害関係者が予め登録することによりパブリックコメントの機会について即座にメールを受け取ることができるようにすべき。(在日米商工会議所)	(意見11への考え方) パブリックコメントの実施については、官邸ホームページに掲載するとともに、報道発表もする等、広く周知しているところ。
	(意見12) 重点計画の見直しの際にはパブリックコメントを実施すべき。	(1) 重点計画の見直しにあたっては、その見直し内容を公表するとともに、その内容につきパブリックコメントを実施すべき。 (2) 重点計画の見直し及び施策の推進状況の調査については、その見直し内容を公表するとともに、その内容につきパブリックコメントを実施すべき。	(意見12に対する考え方) 重点計画見直しの際には、広く一般から意見を募る予定。
	(その他18件)	(その他22件)	